

第3回定例会会議録

令和元年 9 月 6 日（金）

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

――― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、令和元年第 3 回御代田町議会議定例会を開会します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号 1 をお願いいたします。

諸般の報告

令和元年 9 月 6 日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案 24 件・報告 3 件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越雄一郎議員ほか 5 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

8月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和元年第3回御代田町議会定例会に提出する議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので御報告します。

本定例会に町長より提出された案件は、議案24件、報告3件の計27件であります。一般質問の通告者は6名であります。

これにより、会期は9月19日までの14日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧ください。16ページをお開きください。

令和元年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日目	9 月 6 日	金曜日	午前 1 0 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案の上程 議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 7 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	9 月 8 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	9 月 9 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問	

第 5 日目	9 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	9 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 7 日目	9 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 8 日目	9 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日目	9 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	9 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	9 月 1 6 日	月曜日		休会
第 1 2 日目	9 月 1 7 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 3 日目	9 月 1 8 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 4 日目	9 月 1 9 日	木曜日	午後 2 時	委員長報告
				質疑・討論・採決
				議会構成
				閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告します。

17 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

9 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

9 月 1 3 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

9 月 1 7 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

全員協議会開催日程

9 月 1 8 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、9 月 19 日までの 14 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は9月19日までの14日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

10番 古越 弘議員

11番 笹沢 武議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、令和元年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

梅雨明け後の連日の暑さが今では何だか懐かしい感じがするぐらいに、秋の気配が日に日に増しているところであります。季節の変わり目、議員の皆様も町民の皆様も体調にはくれぐれもお気をつけいただければと思います。

先般、募集しておりました地域おこし協力隊に関してですが、今月2名を採用し、既に赴任しております。堀田健志さんと本田栄輝さんといいます。2人には、御代田町の魅力を内外に伝える動画の制作をお願いしております。ふるさと納税関連から日常の町の様子、魅力的な人々へのインタビューまで、多彩な展開を通して御代田町のプレゼンスを高め、ブランディングを進めてまいります。

地域おこし協力隊の新しい拠点は、小田井交差点近くの複合商業施設picoの一画となります。役場から一定程度離れていることで、協力隊としての独自の動きをしていってもらうこと、また町民の方が気軽に立ち寄れる場所という狙いがございます。

議員の皆様も、彼らを見かけたり、もしかしたら動画素材として話を聞かれたりというようなことも徐々に出てくるかなと思います。温かく迎え入れいただけます

と幸いです。今は、動画制作のためのいろんな準備をしていってもらっているところでもあります。

また、もう一つの話題として、先月、金沢市で開かれました全日本高校生和食グランプリでは、佐久市の野沢南高校の女子生徒2人が全国制覇を果たし、そのうちの1人、桜井真優さんは豊昇区梨沢にお住まいのお子さんということでもあります。先日、町長室にお越しいただき、当日の様子やグランプリ副賞のニューヨーク研修旅行のお話、今後の夢などについて教えていただきました。

本大会前に書類予選で通過した8チームの内容を見ると、佐久鯉を扱うというはっきりとしたテーマが大変目立っておりまして、期待しておりました。それだけに、私としても本当にうれしく思いました。

スポーツでの実績が注目されがちなところがありますけれども、こういった文化的な活動でも若い力が活躍できるよう、例えば顕彰する制度でありますとか、環境整備などを柔軟に考えていければと思います。

それでは、部門別に最近の動向やお知らせなどを述べてまいります。

まず、浅間山の噴火対応といたしましては、8月7日22時8分ごろ、浅間山で4年ぶりとなる小規模噴火が発生し、噴火警戒レベルが1から3に2段階引き上げられました。22時15分には総務課の職員が役場庁舎に到着し、対応に当たりました。偶然ですが、私はそのとき町長室で執務中でありましたので、そのまま噴火対応に移行し、指揮をとったところでございます。

22時40分に第2次警戒態勢を発令し、佐久警察署、御代田消防署、町職員がそれぞれの立場で町内のパトロールを行いました。幸いにも、町内においては、降灰や人的被害及び混乱等はありませんでしたので、気象庁の火山情報を随時確認の上、日付が変わった8日深夜零時45分に第1次警戒態勢に引き下げ、その後、総務課職員が宿直体制で警戒に当たりました。

8月19日には、噴火警戒レベルが3から2に引き下げとなりましたが、8月25日19時28分ごろ、またごく小規模な噴火が発生しました。19時39分には総務課の職員が役場庁舎に到着し、対応に当たりました。この際も、佐久警察署、御代田消防署、町職員がそれぞれの立場で町内のパトロールを行いましたが、このときも幸いにも町内においては降灰や人的被害及び混乱等はありませんでしたので、気象庁の火山情報を随時確認の上、20時42分に噴火に係る情報と今後の火山情

報に留意する旨を一斉伝達した後、全職員を自宅待機として警戒に当たりました。

現在も噴火警戒レベルは2が継続されており、浅間山の火口から2 km圏内、おおむね剣ヶ峰付近までが立入禁止となる火口周辺規制がしかれていますので、今後も引き続き火山情報に注意してまいります。

議員の皆様を初め町民も皆様も、気象庁の火山情報などに十分注意をお願いいたします。

また、万が一、当町に噴火、地震、土砂災害などの自然災害が発生した場合に備え、国の被災者生活再建支援法の対象から外れている住宅半壊1世帯以上の被害に遭われた世帯を支援するため、町として新たに御代田町被災者生活再建支援金支給要綱を制定することといたしました。長野県の信州被災者生活再建支援制度を活用しながら、被災者の生活再建を支援してまいりたいと考えてございます。

次に、産業振興といたしましては、当町は千曲市から佐久市までの千曲川工業ベルト地域の旧市町村で構成されている東信州次世代産業振興協議会に、9月1日付で再加入しました。

東信州次世代産業振興協議会は、東信州エリアに集積する技術や地域特性を生かし、産学官の連携を核として、エリア内での次世代産業創出に資する事業を検討し、次世代産業創出による地域産業の活性化を図ることを目的としています。

その結果、これまでの固定化された産業領域を超えて、企業と企業、システムとシステム、人と人などのつながりによって、農業、医療、観光といった異なる産業を融合し、新しい付加価値を創出する産業振興を推進していく組織であります。

この協議会は平成28年7月に設立され、設立当初は当町も加入していたところでございますが、突然負担金が発生し、従前の約束と違うという御代田町の主張をもって、平成29年7月に退会した経緯があります。

私としましては、負担金の発生1点をもって退会するという決定には、町長就任前から強い違和感を持っておりました。今年4月以降、改めて近隣の首長の皆さんから参画の打診をいただいたほか、現在は町内においてもこの協議会の事業に参画している事業所があり、協議会には大きなお力添えをいただいております。

今後、町内の企業・団体によるコンソーシアム形成や発展に向け、加入によるメリットは大であると考え、再加入を決意いたしました。当町がこの協議会に参画することで、将来的にも町内事業所の人材確保、人材育成及び新たな産業創出等につ

ながっていくことを期待しております。

次に、幼児教育・保育の無償化対応といたしましては、平成26年度から段階的に実施してきた幼児教育・保育の無償化が本年10月1日から完全実施されます。現在、担当課においてその準備を進めており、今議会におきましても関係条例と関係予算を計上しております。

当町において無償化の対象となる児童は、現時点で211人の見込みであります。また、この無償化に伴う副食費の取り扱いについては、近隣市町の状況を調査した結果、当面の間、保護者の負担とし、負担額につきましては国の算定基準に基づき、月額4,500円と設定したところです。

副食費の保護者負担については、やまゆり保育園、雪窓保育園、それぞれの保護者会の役員会及び御代田町児童福祉施設事業運営委員会で説明を重ねてまいりました。経過等の詳細は、全員協議会において説明いたします。

次に、環境美化活動といたしましては、当町は毎年9月の最終土曜日を「御代田町を美しくする日」と設定し、今年は9月28日に実施いたします。各区の事情により一斉に同日実施とはなりませんけれども、各区の区長や環境美化推進委員を初めとする町民の皆様の御理解と御協力により、長年実施していただいていることに、この場をおかりして感謝を申し上げます。

ポイ捨て等は依然として後を絶ちませんが、地域が一体となり、美しい御代田町の実現に向けて、皆様方のより一層の御協力をお願い申し上げます。

次に、浅間国際フォトフェスティバルの状況といたしましては、株式会社アマナと共同で進めている浅間国際フォトフェスティバル PHOTO MIYOTA 2019が、来週9月14日土曜日から11月10日日曜日までの58日間の会期で開催します。今年度は本格開催の第1回として、国内外で活躍する作家の数百点の大型写真を屋内外にさまざまな方法で展示しますので、五感で感じていただく写真の表現方法をお楽しみください。

今回の新しい試みとしては、龍神まつりと成人式で530人の町民の方が参加した撮影会を開催しております。この写真をもとに、100m超の大型作品として会場に展示します。また、小中学校の写真教室で制作した子供たちの作品を会場内に展示いたします。

また、既に回覧板でお知らせしておりますとおり、各区の公民館や世代間交流セ

ンターなどにも写真を展示し、町内を周遊していただく取り組みも進めてまいります。

そして、１０月２６日土曜日と２７日日曜日を「御代田デー」とし、町民の皆様の入場料が無料となり、観光協会と商工会、町内店舗の屋台や地元野菜の販売などにより、にぎわいを創出します。

さらに、２６日土曜日は、濱野皮革工芸による革製品の小物を製作するワークショップも開催します。このほか、期間中にも写真教室など、さまざまなイベントを計画しています。

本議会の会期中ではありますけれども、９月１３日金曜日にはエコールみよたで前夜祭を行います。その場で作家との交流を深めていただき、翌日の９月１４日土曜日にいよいよ開会となります。

国外の作家も大勢、前夜祭及び開会式に参加する予定であります。多くの町民の皆様にご来場いただき、作家との交流を深め、御代田町をＰＲしていただければ幸いに存じます。

この事業は、当町のブランド力をさらに高め、新しい人の流れを生み出す面でも大きな可能性を感じる事業だと考えております。多くの皆様にご来場いただけるよう積極的な情報発信にも努めてまいりますので、議会の皆様を初め町民の皆様も、御知人、御友人、御親戚をお誘いいただくなど、御協力をお願いしたいと思います。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、専決処分事項の報告３件、条例案７件、決算の認定１１件、補正予算案５件、報告事項１件の計２７件です。

専決処分事項の報告３件につきましては、１件目の農道における車両損傷事故に係る損害賠償については、小田井地区の農道で発生したタイヤホイール損傷事故の示談が成立しましたので、全国町村会総合賠償補償保険により、修理費の補償について専決処分をさせていただきました。

２件目の駐車車両と接触した事故に係る損害賠償については、北小学校の駐車場出入り口付近で、給食配送車が駐車中の車両に接触した事故の示談が成立しましたので、全国自治協会公有自動車事故共済により、修理費及び代車費用の補償について専決処分をさせていただきました。

３件目の令和元年度一般会計補正予算（第３号）は、桜ヶ丘町営住宅の上水道給水ポンプの故障によるものであります。入居者の飲み水にかかわり、緊急対応が必

要なため、修理費について専決処分をさせていただきました。

条例案の 7 件につきましては、1 件目の御代田町特別職報酬等審議会条例の一部改正案は、常勤及び非常勤特別職の報酬等のあり方について議論を深めるため、審議会の所掌事項及び委員数を一部改正するものです。

2 件目の御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定案は、来年 4 月から新たに始まるフルタイムの会計年度任用職員制度に対応するため、新規制定するものであります。

3 件目の御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定案は、こちらも来年 4 月から新たに始まるパートタイムの会計年度任用職員制度に対応するため、新規制定するものです。

4 件目の御代田町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正案は、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等の権利の制限が緩和されたため、関係する部分を一部改正するものであります。

5 件目の御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正案は、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、旧姓の通称としての使用が拡大されたため、関係する部分を一部改正するものです。

6 件目の御代田町保育料徴収条例の一部改正案は、子ども・子育て支援法の一部改正により、本年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が本格実施となるため、関係する部分を一部改正するものであります。

7 件目の御代田町工業振興条例の一部改正案は、工業振興補助金交付申請書の様式第 7 号に申請額の記載欄を設けるため、一部改正するものです。

決算認定の 11 件につきましては、平成 30 年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額が 69 億 4,540 万円で、前年に比べ 8 億 5,680 万円、11% の減額、歳出総額は 65 億 950 万円で、前年度に比べ 8 億 9,982 万円、12.1% の減額となりました。

歳入につきましては、役場庁舎建設事業の財源として繰り入れた役場庁舎整備基金繰入金 6 億 2,334 万円、公共施設等適正管理推進事業債 7 億 9,040 万円の減少が主な要因となっております。

歳出につきましても、平成 29 年度に役場庁舎本体工事が完了したことにより、役場庁舎整備事業費が 16 億 1,850 万円減少したことが主な要因となっております。

ます。

後年度の財政運営の健全化を図るため、一般会計の歳入歳出差引額のうちから財政調整基金へ２億円の繰り入れを行い、繰越明許により繰り越した事業の財源を除いた１億７，４３７万円を令和元年度の一般会計に繰り越しました。

また、一般会計のほか、９つの特別会計と公営企業会計におきましても、それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計と同様に適正な運営に努めてまいりました。

その結果、一般会計、特別会計、公営企業会計ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率のうち、実質公債費比率については昨年度から２．８ポイント上昇しましたが、今議会において全体的にはおおむね良好な比率を報告することができます。

補正予算案の５件につきましては、令和元年度一般会計の補正予算は歳入歳出それぞれ１億３，６８６万円を増額し、総額を６０億９，９０８万円とするものです。

冒頭でも申し上げましたとおり、本年１０月１日から幼児教育・保育の無償化が本格実施となります。これに伴い、歳入では保育料負担金２，０８０万円の減額とともに、無償化に充てるための財源として、子ども・子育て支援臨時交付金４，７５２万円、国及び県からの子育てのための施設等利用給付金１，５５５万円をそれぞれ新たに計上しました。

そのほかの歳入では、普通交付税２，３７２万円及び臨時財政対策債１，４９１万円をそれぞれ減額し、平成３０年度決算額の確定によって、繰越金８，０２７万円の増額補正を計上しました。

歳出では、幼児教育・保育無償化の関連で、私立保育園と幼稚園の施設型給付費、子育てのための施設等利用給付金など、２，６７１万円の増額補正を計上しました。

このほかの歳出では、障害者自立支援給付金として１，６００万円を増額し、プレミアム商品券事業の経費として２，４２２万円を増額、産後ケア事業の拡充や、自殺対策緊急強化事業としての軽井沢大橋防犯灯設置事業の経費などを計上いたしました。

また、特別会計においても、平成３０年度の繰越金が確定したことなどの理由により、４会計で総額１億８，４０８万円の増額補正を計上しました。このうち、国民健康保険事業勘定特別会計では、繰越金の増額とともに、支払準備基金への積立金として１億円を計上しております。

報告事項の1件につきましては、平成30年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

平成30年度の一般会計、9つの特別会計、公営企業会計は、全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について、良好である旨を報告いたします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げまして、令和元年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 場内、蒸し暑くなっております。上着を脱ぐことを許可します。
これより、議案を上程します。

―――日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） おはようございます。議案書4ページをお開きください。

報告第4号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページをご覧ください。

専第11号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、小田井地区ほ場内の農道における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年8月16日 専決

御代田町長 小園拓志

１、事故発生日時は、令和元年７月４日午後７時ごろでございます。

２、事故発生場所は、北佐久郡御代田町大字御代田字蟹沢２５８番３の小田井ほ場整備水田地帯の農道でございます。

３、事故の概要は、上記日時、場所において、御代田地籍の農道を小田井側から佐久市側へ走行中に大きな衝撃を感じ、車両を降りてみたところ、路面に長さ１４０ｃｍ、幅１７０ｃｍ、深さ６ｃｍの穴があり、左前タイヤのホイールの破損を確認されました。連日の降雨により、亀裂の入った舗装が洗掘され、ポットホールが拡大し、その端部にタイヤホイールがこすれ、事故が発生しました。

令和元年８月６日に相手との示談が成立し、本事故は過失割合を町７割とした物損事故扱いとなり、相手の車両修理費として２万１,３１９円を全国町村会総合賠償補償保険にて支払いました。

４、損害賠償額は２万１,３１９円、修理費でございます。全国町村会総合賠償補償保険により、損害額３万４５６円のうち、町７割の２万１,３１９円、相手方が３割の９,１３７円となり、支払いを済ませてございます。

大変申しわけありませんでした。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第６ 報告第５号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第６ 報告第５号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） おはようございます。議案書の６ページをご覧ください。

報告第５号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の7ページをお願いいたします。

専第12号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、給食配送車運転中に駐車車両と接触した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年7月19日 専決

御代田町長 小園拓志

1、事故発生日時は、令和元年5月20日正午ごろになります。

2、事故発生場所、御代田町大字馬瀬口1948番地の10です。北小学校プール東側になります。

3、事故の概要です。上記日時、場所において、公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会の派遣男性71歳が北小学校へ給食を配送し、共同調理場へ戻るため、徐行しながら左折をしようとしたところ、プール東側に駐車していた車両に接触する事故を起こし、相手車両を破損させてしまいました。

令和元年7月10日に相手との示談が成立し、過失割合が町10割、相手ゼロで、本事故は物損事故扱いとなり、相手の自動車の修理代として25万2,698円、代車費用3万240円を一般財団法人全国自治協会公有自動車事故共済金にて支払ったものでございます。

4、損害賠償額です。修理代及び代車費用の合計額としまして28万2,938円、全国自治協会公有自動車事故共済金で対応させていただきました。

このたびは、事故を起こしまして、大変申しわけありませんでした。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第61号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第7 議案第61号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） おはようございます。議案書8ページ、お願いいたします。

議案第61号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

9ページをお願いいたします。

専第13号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので専決処分する。

令和元年8月15日 専決

御代田町長 小園拓志

専決をさせていただいたのは、令和元年度御代田町一般会計補正予算（第3号）についてです。

こちらは、本年7月23日に発生しました停電時に、町営住宅桜ヶ丘団地の給水装置制御盤が故障したことが判明し、ポンプを含めた設備一式を交換する必要が生じました。住宅入居者のため、一日でも早い事業完了が求められたため、8月15日付で専決させていただいたものです。

次の予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,743 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 6,222 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款 19 繰越金、項 1 繰越金、1,743 万 7,000 円の増額であります。今回の補正予算の財源として、前年度繰越金、増額をお願いしております。

3 ページをお願いいたします。

歳出になります。款 8 土木費、項 5 住宅費、こちらも 1,743 万 7,000 円の増額でございます。町営住宅桜ヶ丘団地の給水設備の改修工事費となっております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 61 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第 61 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 8 議案第 62 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正

する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第62号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の10ページをご覧ください。

議案第62号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の11ページをご覧ください。

本条例の一部改正につきましては、特別職の報酬等のあり方について議論を深めるため、第2条の審議会の所掌事項に常勤特別職の報酬を加え、これにあわせて文章を整理するものです。

また、全国と同規模自治体及び近隣自治体の状況を参考といたしまして、第3条の委員数を「5人」から「7人以内」に改めるものです。

附則としまして、公布の日から施行するものです。

次の12ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第63号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第63号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の 13 ページをご覧ください。

議案第 63 号 御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和元年 9 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体の通年雇用の臨時職員と非常勤職員は来年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度に移行しなければなりません。これに伴いまして、新規に追加されました地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づいて採用する通年雇用のフルタイム勤務の会計年度任用職員、これを第 2 号会計年度職員といいます。この給与と手当に関する事項を定めるものでございます。

各条項の組み立ては、現行の一般職の職員の給与に関する条例に準じて定めるものとされております。

次の 14 ページをご覧ください。

第 1 条は、この条例の目的でございます。

第 2 条は給与の種類で、給料及び手当の種類を定めております。

第 3 条は給与の支給で、第 4 条は給料の支給について、それぞれ定めております。

次の 15 ページをご覧ください。

第 5 条は給料表で、一般職の給料表を準用します。高校卒業で経験年数がない事務職は一番低い 1 級 1 号俸からスタートとし、職種に応じて適用する範囲の上限を定めております。

第 6 条は職務の級、第 7 条は職務の級及び号俸の基準、第 8 条は給料表の適用及び職務の級の基準に関する実施規定、第 9 条は給料の支給方法、第 10 条は通勤手当の支給について、それぞれ定めております。

次の 16 ページをご覧ください。

第 11 条は通勤手当の額、第 12 条は通勤手当の支給方法、第 13 条は特殊勤務手当の支給、第 14 条は時間外勤務手当、第 15 条は休日勤務手当について、それぞれ定めております。

次の 17 ページをお願いいたします。

第 16 条は夜間勤務手当、第 17 条は宿日直手当、第 18 条は超過勤務手当等の支給日、第 19 条は期末手当の支給、第 20 条は期末手当の額、第 21 条は期末手当の支給制限、第 22 条は期末手当の支給の一部差し止め、第 23 条は給与の減額について、それぞれ定めております。

次の 18 ページをご覧ください。

第 24 条は勤務 1 時間当たりの給与額、第 25 条は実施規定で、この条例の制定にあわせまして、規則も新たに制定いたします。

最後に附則として、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次の 19 ページは 6 条関係の別表で、各級の標準的な職務を定めております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 10 議案第 64 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末

手当及び費用弁償に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 10 議案第 64 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の 20 ページをご覧ください。

議案第 64 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和元年 9 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定案につきましても、来年 4 月 1 日から移行しなければならない会計年度任用職員制度に関係するものでございます。

こちらは、新規に追加された地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づいて採用する通年雇用のパートタイム勤務の会計年度任用職員、これを第1号会計年度職員といいます。この報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

各条項の組み立てにつきましては、現行の臨時的任用職員の給与に関する条例に準じて定めるものとされております。

次の21ページをご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は定義、第3条は報酬について、それぞれ定めております。

次の22ページの第4条につきましては、町長が特に必要と認める報酬の特例、第5条は特殊勤務報酬、第6条は時間外勤務報酬、第7条は休日勤務割増報酬について、それぞれ定めております。

次の23ページにつきましては、第8条は夜間勤務割増報酬、第9条は期末手当、第10条は報酬の支払い方法等について、それぞれ定めております。

次の24ページでございますが、中段の第11条は勤務1時間当たりの報酬額の算出、第12条は報酬の減額、第13条は報酬からの控除について、それぞれ定めております。

次の25ページでございますが、第14条は通勤に係る費用、第15条は出張に係る費用の弁償、第16条は委任で、こちらもこの条例の制定にあわせまして、規則も新たに制定するものでございます。

最後に附則として、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第65号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 議案第65号 御代田町消防団員の定員、任免、

給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹内消防課長。

(消防課長 竹内好則君 登壇)

○消防課長(竹内好則君) 議案書の26ページをご覧ください。

議案第65号 御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましては、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、地方公務員法の一部が改正されました。これにあわせ、御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正するものでございます。

27ページをご覧ください。

改正案につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。28ページの新旧対照表をご覧ください。

改正前の第4条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。それに伴いまして、改正後の同条の各号がそれぞれ繰り上がります。

また、第4条文中の「禁固」の文字を改正後の文字に改め、第5条第2項第1号の「前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったとき」を改正後は「前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行する。

以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第66号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１２ 議案第６６号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書の２９ページをお願いいたします。

議案第６６号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例案は、平成２８年４月に施行されました女性活躍推進法により、女性が活躍できる社会の実現のため、さまざまな取り組みが行われております。その一環として、旧姓の通称としての使用の拡大が盛り込まれ、これを受けて住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われ、希望する方には、住民票、個人番号カード、印鑑証明への旧氏——一般的には旧姓と呼びますが——の記載が可能となりました。

本条例案は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによる条例の一部改正でございます。

改正内容について御説明いたしますので、３１ページからの新旧対照表をご覧ください。

第２条の登録の資格につきましては、「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」と、語句の改正を行うものです。

第５条の登録の印鑑でございますが、第２項第１号及び第２号は、住民基本台帳に記載されている内容が登録の印鑑の対象となりますので、規定されている条文であり、その中に「旧氏」を加えるための改正でございます。

３２ページをお願いいたします。

第６条は、第３項において、印鑑登録原票に登録する事項の中に「旧氏」を加える改正でございます。

第１１条は、第１項第１号において、実際に印鑑登録証明書として発行する証明

書の中に「旧氏」を記載する旨、加える改正でございます。

33ページをお願いいたします。

第5号においては、「記録されている」を「記載がされている」に、語句の改正を行うものです。

第14条は、印鑑登録の抹消において、旧氏の変更も抹消の要件に加える旨の改正となっております。

附則、この条例は令和元年11月5日から施行するです。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前11時01分）

（休憩）

（午前11時12分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第13 議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第13 議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第67号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

平成２６年度から段階的に実施してまいりました幼児教育・保育の無償化につきまして、令和元年５月１０日施行の改正子ども・子育て支援法により１０月から本格実施されます。これに伴い、保育園、認定こども園等を利用している３歳から５歳の児童及び０歳から２歳の住民税非課税世帯の児童の保育料が無料になることに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきまして御説明いたしますので、３８ページからの新旧対照表をご覧ください。

第２条及び第３条につきましては、法律の改正に伴い、これまでの「支給認定」という用語が「教育・保育給付認定」に改められ、これに伴い各条の用語をそれぞれ「教育・保育給付認定保護者」及び「教育・保育給付認定子ども」に改正するものでございます。

第４条第１項につきましては、３歳から５歳の児童に対し、保育料がゼロとなる旨規定する改正となっております。

第２項につきましては、３歳未満児における保育料の額を、別表にて定める旨を規定した条文を追加するものでございます。これに伴い、これまでの第２項を第３項に、第３項を第４項に繰り下げるものでございます。

４０ページ、４１ページをお願いいたします。

別表につきましては、第１表を削除し、別表２の内容の３歳以上の保育料の欄を削除したものに改め、別表とするものでございます。

附則、施行期日でございますが、この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

経過措置、この条例の施行日前の保育料の徴収については、なお従前による。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。市村議員。

（１２番 市村千恵子君 登壇）

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。４点お聞きいたします。

町長招集挨拶にもございましたけれども、１０月より保育無償化となり、保育料に含まれていた給食費が実費負担ということになるわけです。徴収金額、町長もおっしゃりましたけれども、ちょっとお答えいただきたいと思います。

給食費の徴収金額は幾らか。また、徴収業務というのはどこが行うのか。現場の保育園なのか、町民課なのか、その点お願いしたいと思います。また、先ほどは保護者、役員の方には説明があったということでありますけれども、今後、保護者の方への周知はどのように考えているのか、お願いします。

また、無償化になり、現在より支出が増える家庭は、当町においてはそういったケースが実際、今業務を始めて、算定とか始めている中でそういった家庭はあるのか。その場合は対応するとおっしゃっていたわけですが、その点はどうなのかというのが2点目です。

3点目ですが、無償化となったことによって町の保育に係る町の負担、それは増えるのか、減るのかという点です。

4点目ですが、内閣府は5月末に開いた保育の無償化の自治体向けの説明会で、保育園などの給食費も児童手当からの徴収が可能との見解が示されたそうがあります。実施する自治体、実施しない自治体というのがあるそうなんですけれども、この点について町の見解はどのようになっているのでしょうか。その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、順番にお答えしてまいります。

まず1点目の質問でございますが、徴収金額につきましては、先ほど町長からの招集挨拶にありましたとおり、国の基準と同額の月額4,500円となります。

また、徴収業務につきましては、公立に関しましては市町村での徴収が可能ということでございますので、こちらはこども係のほうで徴収事務を行います。

また、今後の周知方法でございますが、保育園を通じまして保護者の皆さんに御案内をする予定となっております。

2点目の質問でございますが、当町よりの場合ですが、年収360万円以上の御家庭の保育料は、第1子、第2子ともに今回徴収いたします4,500円を上回っております。また、第3子に関しましても副食費は免除となります。そういったことから、いわゆる逆転現象ということは起きないというふうに考えております。

3点目の質問、町の負担、増えるか減るかということでございますが、理屈上負担は変わらないというふうに考えております。その理由でございますが、今年度に

おきましては特例交付金等で財源が措置されております。また、来年度以降につきましても、普通交付税の算定によりまして算出され、措置されることが決まっておることから負担については変わらないというふうに認識しております。

最後の４点目の質問でございますが、当町では学校給食と同様、滞納している保護者に副食費の納付を勧奨いたします。申し出があった場合につきまして、児童手当から副食費を支払っていく方法で現在検討をしているということになります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第１４ 議案第６８号 御代田町工業振興条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１４ 議案第６８号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 議案書の４２ページをお開きください。

議案第６８号 御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案についてでございます。

御代田町工業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

次の４３ページをご覧ください。

御代田町工業振興条例の一部を改正する条例案でございます。

御代田町工業振興条例の一部を、次のように改正する。

様式第7号を次のように改める。

次の44ページの新旧対照表にありますように、補助事業の名称、用地取得事業の下段に、交付申請額の欄を設けました。

御代田町工業振興条例第4条第2項第3号の規定による工業振興奨励補助金交付申請書の様式第7号は、平成28年度に工場誘致による新規操業に伴う用地取得に対する補助制度を設けた際の様式でございますが、現在交付申請額の記載欄がありません。過去2回ほどこの交付申請がなされた際は、添付書類の事業実施計画にあわせて記載をしていただき、対応してまいりましたが、本条例の制定当初からある第4条関係以外の、設備投資などのための様式第6号の申請書には交付申請額を記載する欄が設けられていることから、今回整合性を図るために様式第7号についても交付申請額の記載欄を設けるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第69号 平成30年度御代田町一般会計歳入歳出決算の

認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 議案第69号 平成30年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案の説明に入らせていただく前に、大変申しわけございません。決算書の内容に誤りがございまして、そちらの訂正をお願いしたいかと思っております。

決算書の後ろのほうになります。３６２ページに決算に関する説明資料がございます。この中の、まず１点目としまして３６ページをお願いいたします。決算書の後ろのほうの、大分後ろのほうになります。３６ページになります。こちら（１５）の児童館・児童クラブ利用状況の表でございまして、右側の大林児童館であります。こちらの比較、一番右側の欄になりますけれども、本来３０年度から２９年度を引かなければならないものを、２９年度から３０年度のものを引いてございます。そのため、マイナスとプラスが全く逆になっております。この三角のついているものにつきましては、全て三角を消していただきまして、三角のついていない開館日数の二つの欄について三角を逆につけていただくようなことで、訂正をお願いいたします。そういうことで、比較は上からプラスの６７人、１，２９４人、プラスの２，３６３人、２４人、６９人、合計プラスの３，８１７人、開館日数はマイナスの３日、１日の平均人数はプラスの１５．８になります。この下の児童クラブの表も同様に、上からプラスの３，５７３、マイナスの３日、プラスの１４．７という形になります。よろしくお願いします。

続きまして、ページ８０ページになります。主要事業の国民健康保険事業勘定特別会計の欄の上から５段目になります。一般被保険者高額療養費、決算額１億３，３０８万２，０００円、その隣に財源内訳がございますが、国県支出金が１，３０８万２，０００円となっておりますけれども、こちらを左側の決算額と同額１億３，３０８万２，０００円に訂正をお願いいたします。

あわせまして、８１ページの事業概要欄でございます。上から８、９、１０、１１、この４段につきまして、左の事業名と事業概要欄合っていないような状況がございます。議員の皆様におかれましては、こちら後ほど担当職員のほうから訂正をさせていただきますので、よろしくお願いします。

誤りがございまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

議案書の４５ページでございます。

議案第６９号 平成３０年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊、決算書の6ページから13ページまでの歳入歳出決算書、款項別集計表につきましては、本日配付をさせていただきました資料番号1、こちらで御説明をさせていただきます。

それでは、平成30年度の一般会計の決算概要について説明をいたします。

こちら、平成29年度から繰越明許により繰り越しをしました5事業の事業を含んだ平成30年度決算総額、歳入が69億4,540万4,000円で、前年度に比べまして11.0%、歳出が65億950万4,000円で、12.1%ともに減少をしています。

減少の要因につきましては、29年度に役場庁舎本体工事が完了したことによりまして、歳入では役場庁舎建設事業の財源として繰り入れました庁舎整備基金の繰入金6億2,333万9,000円、公共施設等適正管理推進事業債7億9,040万円の減少、また歳出につきましては、役場庁舎整備事業が16億1,850万円ほど減少したことが要因となっております。

それでは、歳入の主なものとその増減について御説明をさせていただきます。

まず、款1の町税です。総額23億7,564万7,000円で、前年比9,237万7,000円、4%増加をしています。

個人住民税は605万1,000円減少しておりますが、法人町民税が1億3,526万4,000円と大幅に増加をいたしました。

固定資産税は、3年に1度の評価替等によりまして、3,264万2,000円減少し、軽自動車税、台数増により285万4,000円増加をしています。

現年度徴収率につきましては99.2%で、前年と同率となっております。

滞納繰越分に係る徴収率は7.1%となっております、全体で94.3%で、前年度より0.1ポイント増加をしたところでございます。

款2地方譲与税から、3ページの款11交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、合計で7,611万1,000円増加となっております。

このうち3ページの地方交付税につきましては6,607万7,000円の増、また、5ページの地方消費税交付金につきましては1,195万5,000円増となっております。

3ページをお願いいたします。

款 1 2 の分担金及び負担金 9,239 万 5,000 円で、前年比 567 万 8,000 円、5.8%減少をしております。主に、管外保育の負担金 873 万 4,000 円の減少が要因となっております。主な負担金である保育料の徴収率、現年度分で昨年と同ポイントを維持しており、99.5%となっております。

款 1 3 使用料、手数料です。7,830 万 3,000 円で、前年比 86 万 7,000 円、1.1%減少しております。こちら、地域福祉センター使用料 120 万円の減が要因でございます。このうち住宅使用料の現年度分の徴収率が 97.7%と 1.4 ポイント減少をしています。

続きまして、款 1 4 国庫支出金 6 億 87 万 9,000 円で、1 億 2,024 万 2,000 円、16.7%減少しております。都市再生整備総合交付金 1 億 2,149 万 8,000 円や臨時福祉給付金給付事業補助金 3,769 万 3,000 円の減少が要因でございます。

4 ページをお願いいたします。

款 1 5 県支出金 3 億 3,150 万 9,000 円で、前年比 2,319 万円、7.5%増加をしております。主に、子供のための教育保育負担金 844 万 6,000 円や長野県知事選挙の委託金 788 万 1,000 円増加によるものでございます。

款 1 6 財産収入は 1,985 万 6,000 円で、前年比 760 万 2,000 円、62%増加をしております。こちらは土地売却収入が 890 万 7,000 円の増によるものでございます。

款 1 7 寄附金 5,144 万 9,000 円で、前年比 1,285 万 6,000 円、20%減少をしております。その他指定寄附金で 750 万円増加をしておりましたが、ふるさと納税寄附金が 2,035 万 6,000 円減少したことが要因でございます。

款 1 8 の繰入金 4 億 281 万 7,000 円で、前年度比 4 億 8,512 万 4,000 円と、54.6%減少をしております。財政調整基金繰入金で 103 万円増加をしておりますが、先ほど申し上げたとおり、役場庁舎整備事業の財源に充てました庁舎整備基金繰入金 6 億 2,333 万 9,000 円減少したことが要因でございます。

5 ページをお願いいたします。

款 2 1 の町債でございます。9 億 5,810 万円で、前年比 3 億 5,620 万円、27.1%減少をしております。こちら、地域総合整備資金の貸付金に充てました

一般単独事業債 3 億 5,400 万円、こちら増加はあったんですけれども、役場整備事業に充てた公共施設等適正管理推進事業債、こちらが 7 億 9,040 万円と大きく減少したことが減の要因となっております。

続きまして、歳出のものの主なもの、増減理由について御説明をします。

6 ページ、お願いいたします。

初めに、款 2 の総務費 1 億 4,082 万 6,000 円でございます。前年比 12 億 5,148 万 2,000 円、47%減少しております。歳入でも説明をしました地域総合整備資金の貸付金 3 億 5,400 万円、こちら増があったんですけれども、庁舎建設工事の本体工事完了によりまして、庁舎整備経費が 1 億 6,850 万円ほど減少しております。

款 3、民生費は 1 億 4,215 万 1,000 円で、前年比 4,491 万円、2.8%増加をしております。主な要因は、地域福祉センターの施設改修工事で、4,233 万 6,000 円増加したことによります。

7 ページ、お願いいたします。

衛生費 4 億 2,565 万 2,000 円で、前年比 405 万 4,000 円、1.0%増加をしております。井戸沢最終処分場の施設修繕料 387 万 2,000 円やこちらも井戸沢の最終処分場のフェンス改修工事 189 万 4,000 円増加によるものがございます。

款 6 農林水産業費は 2 億 575 万 8,000 円で、前年比 2,542 万 6,000 円、14.1%増加をしております。こちら土地改良施設維持管理適正化事業としまして、新規事業 1,378 万円増と、また、滞在型の農園施設基金への積立金 392 万 7,000 円が増加したことにより増となっております。

款 7 商工費 8,132 万 7,000 円で、前年比 1,666 万 2,000 円、25.8%増加をしております。増の要因ですが、工業振興奨励補助金 2,160 万 9,000 円増加によるものです。

続きまして、款 8 土木費 9 億 4,962 万円で、前年比 1 億 6,748 万 2,000 円、21.4%増加をしております。増の要因ですが、道路事業の代替用地の購入としまして 7,141 万 5,000 円、道路修繕事業として実施した社会資本整備総合交付金事業 7,737 万 1,000 円、また、公共下水道への特別会計繰出金 4,819 万 7,000 円増加しております。こちらが要因でございます。

8 ページ、お願いいたします。

款 9 消防費 2 億 7,581 万円で、前年比 2,739 万 9,000 円、11% 増加をしております。庁舎引越しの伴います防災行政無線の移設工事 1,801 万 4,000 円、また、消防団員の退職報償金が 457 万 1,000 円増加しているため増となっております。

款 10 教育費 4 億 9,264 万 7,000 円で、前年比 6,094 万 8,000 円、14.1% 増となっております。こちらの要因は、南小学校グラウンドフェンス等の設置工事 3,611 万 5,000 円の増、また、小中学校 3 校で実施をしました冷房設備設置事業で実施設計分、またガス管の工事負担金の 1,798 万 3,000 円が増加しております。

9 ページをお願いいたします。

款 12 の公債費 9 億 3,261 万 1,000 円で、前年比 615 万 4,000 円、0.7% 増加をしております。償還元金では 1,152 万 8,000 円の増、償還利子では 537 万 4,000 円の減少となっております。

款 14 の予備費では、総務費の一般管理費、賦課徴収費など 10 の科目に対しまして 756 万 6,000 円を充当させていただいております。

それでは、決算書の 202 ページをお開きください。

こちらが、実質収支に関する調書となっております。

1 番の歳入総額は 69 億 4,540 万 4,000 円、2 番の歳出総額 65 億 950 万 4,000 円で、こちらの歳入歳出差引額 4 億 3,590 万円となっております。4 番の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額としまして 6,152 万 9,000 円となっております。5 番の実質収支額につきましては、この 3 番の歳入歳出差引額から 4 番の翌年度へ繰り越すべき財源を引いた額となっておりますが、3 億 7,437 万 1,000 円となっております。6 番の実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金は 2 億円でありまして、5 番の実質収支額から 6 番の基金繰入額の 2 億円を差し引いた 1 億 7,437 万 1,000 円を令和元年度へ繰り越しをさせていただいたところであります。

なお、地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づきます書類としまして、歳入歳出事項別明細書、こちらのほうが 15 ページから 201 ページに、実質収支に関する調書は本 201 ページに、財産に関する調書は 355 ページから 359 ページま

で、３６２ページ以降につきましては、主要事業の状況などの決算に関する説明書を掲載しております。

また、同法第２４１条第５項の規定に基づきます書類としまして、３６０ページから３６１ページまでに定額運用基金の運用状況を示す書類を掲載しております。

以上、平成３０年度の一般会計の歳入歳出決算の概要について御説明をしました。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。荻原議員。

（２番 荻原謙一君 登壇）

○２番（荻原謙一君） 議席番号２番、荻原謙一です。３件の議案に対する質疑をいたします。

決算書ページ２２、２３ページ、款１３使用料及び手数料項１使用料目５土木使用料、町営住宅使用料の２，６０１万５，２００円については、決算書の決算に関する説明資料の一般会計の概要３ページを見ると、現年度分の徴収率が９７．７％となり、１．４ポイント減少したとあるが、主な要因は何か。

２件目、決算書ページ１１７ページ、款４衛生費項２清掃費目１塵芥処理費、一般廃棄物処理委託料８，７７７万２，１４０円は、前年度比８万２，１５６円が減額となっています。これまで可燃物処理費は右肩上がりで増となってきたが、昨年度の雑紙用の紙袋配布が抑制の足掛かりとなったのか、令和元年度の処理量を含め、簡潔に説明をお願いいたします。

３件目、決算書のページ１３４、１３５、款７商工費項１商工費目１商工振興費１９負担金補助及び交付金、不用額９４３万１，３２６円、決算書のページ１４２、１４３、款８の土木費、項２の道路橋梁費、目３都市再生整備計画事業費、１５の工事負担費、不用額８７０万１，２００円、決算書のページ１４４、１４５、款８土木費項２道路橋梁費目４社会資本整備総合交付金事業費、１３の委託料、不用額７０１万９，２４２円、それぞれ不用額が大きいのが、事業費が確定となったのはいつか。特に、補助事業については内示があり、途中で減額補正をするタイミングがあったのではないかと。

以上、３件をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） それでは、私のほうから町営住宅使用料の現年度分の徴収率が1.4ポイント減少したことについてお答えいたします。

平成30年度の桜ヶ丘団地に住んでいる方は96戸、平和台団地に住んでいる方は30戸ございます。その中で桜ヶ丘団地に住んでいる方なんですが、主な要因としましては、生活介護が必要になったケース、また、給与が下がり、手取りが少なくなってしまう、生活が困窮し、家賃の滞納につながってしまったケースというのが挙げられます。

収入未納額の66万円ほどのうち、この8月末までに24万7,000円ほどが納入をいただいております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。それぞれページ数を言ってから答えてください。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からお答えいたします。

決算書の117ページ……ところですかね。お答えいたします。まず、可燃ごみにつきまして、その処理量でございますが、平成29年度1,565tでございます。また、平成30年度におきましても、トン数でいきますと同じ1,565tでありましたが、キログラム単位でみますと平成30年度はわずか358kg増加しております。

しかしながら、処理量が若干増えたのに処理費用が減少しているという現象が起きております。これらの理由といたしましては、処理単価の高い可燃性の粗大ごみが前年と比較しまして減少したことが要因と考えられております。

また、今年度の処理量でございます。8月末現在でございますが、昨年と比較しまして約500kg程度減少しております。また、先月行いましたごみの組成調査におきまして、雑紙の混入率が昨年と比較して減少しております。ですので、少しずつですが、その効果があったのではないかと考えられております。

答えは以上になります。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 決算書 134 ページ、135 ページ、款 7 商工費項 1 商工費目 1 商工振興費節 19 負担金補助及び交付金の不用額 943 万 1,326 円についてお答えいたします。

こちらにつきましては、細節では 40 のその他の補助金と細節 50 の補助金とで構成されておりますが、そのうち細節 50 補助金の不用額が 901 万 7,000 円余と大きく、その中でも商工振興補助金が 167 万 9,000 円余、工業振興奨励補助金が 623 万円余、経営健全化支援資金等利子補給金が 96 万 5,000 円余と大半を占めております。

商工振興補助金は、毎年その年の固定資産税にかかわるため、年明けに各事業者から交付申請を受け、精査した後、2 月に審議会を経て 3 月中旬に交付決定の通知をいたします。通知を受けた事業者から請求書が提出され、実際には年度を越えてからの支出となります。

工業振興奨励補助金においても同様で、毎年年明けに各事業者から指定申請を受け、精査した後、2 月に審議会を経て、3 月中旬に交付内示及び指定の通知をいたします。通知を受けた事業者から請求書が提出され、翌年度の支出となります。

経営健全化支援資金等利子補給金につきましては、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに融資を受けた資金の貸付利率のうち 1 %を補給するものでございます。補給期間は貸し付けの 3 年間で、平成 30 年度が最終年度となっております。こちらも各事業者から更新申請書が上がってくるのが 3 月の中旬から末まで、やはり翌年度の支出となります。

以上の三つの 3 補助金につきましては、事業費の確定が年度末となりまして、いずれも非常にタイトなスケジュールとなっているのが現状でございます。ちなみに前年度も節 19 につきましては 511 万 6,000 円余の不用額となっております。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 決算書 142 ページ、143 ページ、款 8 土木費項 2 道路橋梁費目 3 都市再生整備計画事業費 15 工事請負費、不用額 870 万 1,200 円、それと決算書 144 ページ、145 ページ、款 8 土木費項 2 道路橋梁費目 4 社会資本整備総合交付金事業費、13 の委託料、不用額 101 万 9,242 円の不用額について説明いたします。

事業費が確定しました時期は、都市再生整備計画事業費、社会資本整備総合交付金事業費ともに平成３１年３月に全体事業費が確定いたしました。内示の時期は当初年度の４月で、その内示額にあわせて実施可能な事業費はおおむね把握することはできますが、要望する事業費に対する内示額が低いため、計画どおり事業が実施できないというような状況がございます。毎年２回、９月と１２月の内定変更要望を行いまして、要望額に近づけるよう努めております。そのため、事業費の確定の時期が年度末となり、減額補正の機会がなく不用額となっております。

不用額が大きくなる要因といたしましては、入札に付する業務、工事の入札先によるものと、補助金の内示率により当年度事業計画を見直す必要が生じるため、内示率が低いと当初予算との開きが不用額となってしまいます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○２番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。市村議員。

（１２番 市村千恵子君 登壇）

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。４点、質問いたします。

まず、議案書の、ページ１１１ページをお願いします。この中の塵芥費の備考のほうで、塵芥費の新クリーンセンター整備補助金１，５２４万６，０００円というふうにあります。これまでの負担金の総額と、今後の負担金の予定額と、新クリーンセンターの工事の進捗状況について、お願いしたいと思います。

続きまして、議案書１４３ページ、こちらも決算書、お願いします、１４３ページですね。備考欄のほうにあります都市再生整備計画事業経費支出済額は２億６，３００万５，８１８円ということになっておりますけれども、この実施された工事内容、それから繰越明許となっている１億７０万２，５３８円の工事内容についてもお願いしたいと思います。

また、この交付金です。この事業に対しての交付金の総額は、どの程度になるのかについてお願いします。

また、ページ１４５ページです。目４の社会資本整備総合交付金事業費で、備考欄のほうをお願いしたいと思いますが、こちらも橋梁維持補修事業経費として支出済額１億３，９１５万３，７５８円というふうになっておりますが、実施された工事

内容と、それからまた交付金の、これもどの程度交付金がついているのか、お願いしたいと思います。

また、２３年からこの橋梁維持補修というのが、ずっと続けられてきているわけですが、町が管理している５６橋のうち、この３０年度末における整備率はどの程度になっているのか、それからまた全体で完了の予定はいつなのかについてお願いします。

もう一点、１４７ページをお願いします。こちら都市計画費です。１４７ページ、都市計画費のこれも備考欄のほうで、下のほうになりますけれども、負担金、補助金及び交付金のところですが、補助金ということで、空家改修等補助金ということで２０万載っております。昨年も２件の４０万ということで、大体年度当初５件ぐらい見込んでいたのではないかなというふうに思うわけですが、ちょっと非常に申請が少ないように思うわけですが、この内容の要綱の見直しとか、補助金の増額の考えはあるのか、その点についてお願いします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からページ１１９ページ、決算書の１１９ページ、款４項２目１塵芥処理費の１９負担金、新クリーンセンター整備負担金に関する質問についてお答えいたします。

まず、平成２６年度から平成２９年度まで負担した額は、９，４４０万５，４９９円となっております。

また、今後の負担額でございますが、佐久市・北佐久郡環境施設組合の事業計画において試算がなされております。それによりますと、令和２年度から令和２２年度までの２０年間に、施設整備費に関する費用として約３億４，０００万円、運営に関する費用として約４億３，０００万円の合計７億７，０００万円と試算がなされております。

この中で、特に運営費に関しましては、処理料等今後大きな影響を及ぼしますので、まだ不確定な部分が多いことから、あくまで試算ということについて御理解をいただきたいというふうに思います。

工事の進捗状況でございますが、本年６月末現在で３５．５％、来年の３月末で

は 83.9% となっております。来年 12 月の稼働を目指して、現在工事が進んでおります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 143 ページ、都市再生整備事業経費支出済額 2 億 6,300 万 5,818 円の実施した工事内容についてお答えいたします。

平成 30 年度は、上ノ林児玉線、塩野御代田停車場線の 2 路線と、新規路線といたしまして、久能梨沢線、南浦 3 号線の 2 路線、4 路線を実施いたしました。

平成 29 年度からの繰り越した事業でございます。御代田中学校南側 3 差路から上ノ林霊園までの上ノ林児玉線の改良工事を 194.4 m 実施いたしまして、平成 30 年 4 月に完了しております。

旧役場庁舎西側の塩野御代田停車場線の道路改良工事につきましては 104 m 実施いたしまして、こちらは平成 31 年 3 月に完了いたしました。

豊昇地区世代間交流センターから豊昇神社までの久能梨沢線は、平成 29 年度からの繰り越しと、当年度の事業の改良工事を実施いたしまして、196 m 完了いたしまして、令和元年 7 月に供用開始となっております。

役場庁舎北側の南浦 3 号線は、平成 29 年度からの繰越事業も含めまして用地取得と物件移転補償、改良工事を 336.5 m 実施いたしまして、平成 31 年 3 月に完了しております。

繰越明許となっている 1 億 70 万 2,538 円の工事内容でございます。こちらは、先ほどの上ノ林児玉線と久能梨沢線、南浦 3 号線でございます。上ノ林児玉線につきましては、工事請負費が 2,194 万 6,000 円、久能梨沢線の工事請負費が 4,685 万 1,000 円、南浦 3 号線につきましては、用地の購入費と補償 1 件ということでともに 1 件ずつ、それと工事請負費で 3,190 万 6,000 円の工事を実施いたしました。

交付金の状況でございます。都市再生整備計画事業は、平成 30 年度——一部 31 年度に繰り越しをしていますが、これも含めまして事業が完了しております。全体事業費に対する最終的な交付率は 39.6%、上限である 40% に近い率となっております。

交付金の額でございますが、都市再生整備補助金事業につきましては、当面の事業費１億５,８２７万２,３３５円、こちらは補助対象事業となる項目が工事費、用地取得費、補償費、この三つからなっています。このうちの国費に当たるものが６,８３０万円でございます。繰り越しの都市再生整備の繰越明許都市再生整備計画事業費１億７０万２,５３８円、こちらの国費ですが６,８８７万１,０００円でございます。

社会資本整備総合交付金の内訳であります、こちら当年度になります。橋梁修繕事業と道路修繕事業、失礼いたしました。都市再生整備事業につきましては、以上でございます。

続きまして１４５ページの社会資本整備総合交付金事業の橋梁維持補修事業経費、支出済額１億３,９１５万３,７５８円のこちらの工事内容と交付金についてお答えいたします。

平成３０年度は橋梁修繕事業として、橋梁長寿命化計画に基づく定期点検並びに補修工事を行っております。定期点検業務は、しなの鉄道をまたぐ向原橋のほか２橋、補修工事は西軽井沢地区の千ヶ滝御影用水をまたぐ大谷地橋１橋を実施しております。平成２９年度からの繰越事業としては、北陸新幹線をまたぐ第１児玉ＢＯ橋のほか４橋の定期点検業務並びに第２期橋梁長寿命化計画策定業務を実施いたしました。

道路修繕事業としましては、水原地区のしなの鉄道のガード下をくぐり、Ｙの字を右折した七口線の道路拡幅計画に伴う路線測量、道路詳細設計業務並びにＢ＆Ｇ海洋センターや雪窓公園の西側に面する大林１号線、また向原地区世代間交流センター付近の雪窓向原線の舗装修繕工事を実施しております。

交付金の状況でございます。要望事業費に対する内示率ですが、橋梁修繕事業につきましては９２％と比較的高いんですが、道路修繕事業につきましては３８．７％と低い状況でございます。

交付金の内訳でございます。社会資本整備交付金の当年事業１億１００万３,９７６円のうち、国費が４,７１９万８,０００円でございます。繰越明許の橋梁修繕事業経費３,８１４万９,７８２円、こちらの国費の内訳は２,２６６万６,０００円となっております。

橋梁補修工事の整備率でございます。御代田町が所管する５６橋の橋梁のうち

５４橋が橋梁長寿命化計画により社会資本整備総合交付金の対象事業となっており
ます。そのうち２７橋については、平成２２年度に策定しました橋梁長寿命化修繕
計画に基づいて国土交通省の交付金を受けて補修工事を随時実施しております。橋
梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁２７橋に対して補修工事が完了している橋梁は、
ふるさと大橋、露切橋、濁川橋などの１６橋で、健全な橋梁は４２橋となり、平成
３０年度末の整備率は７５％になります。令和元年度は草越１号橋のほか３橋の補
修設計業務を予定しております。補修工事は例年令和２年度以降になります。今後
は平成２９年度から繰越事業により策定いたしました第２期の長寿命化計画に基づ
き、必要な補修工事を実施してまいります。

説明は以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○１２番（市村千恵子君） すみません。最後のその橋梁の全体の完了予定というのはい
つでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 橋梁の長寿命化修繕計画というのは、５年に１度やって
まいりますので、あとの橋梁につきましては常時使われている状況でございますの
で、随時劣化とかというものは進行してまいりますので、５年に１度の調査をしな
がら橋梁の延命化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） 昼食のため、休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午後 ０時１３分）

（休 憩）

（午後 １時３０分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

午前中の市村議員の質疑に戻りますけど、建設水道課長、答弁漏れがあったので、
答弁をお願いいたします。金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 決算書１４７ページの、都市計画総務一般経費、空家改
修等補助金の２０万円で、利用しやすい内容や、見直しや補助額の増額についてお
答えいたします。

平成２７年度に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。町では、平成２７年度に町内の空家実態調査を行いまして、空き家に対する町の取り組みについて検討してまいりました。

空家改修等補助金の交付要綱は、町内にある空き家の解消及び有効活用の促進、定住人口の増加等の地域の活性化を図る目的で、平成２９年４月から施行しております。

平成３０年６月には、補助対象者について、「御代田町に住民登録してある者」に「住民登録する意思のある者」を加え、要件を緩和する改正を行いました。また、平成３０年１２月には、補助金交付申請の添付書類に納税証明書の添付を加えております。

これまでも多くの方に相談をいただいておりますが、相談の中で、昭和５６年以前に建築された建物については耐震基準を満たしていないため、まずは耐震診断補助事業及び耐震改修補助事業を活用していただき、建築物の耐震基準を満たしていただくことになります。その後に空家改修等補助金を活用し、耐震改修と空家改修を行うということで、これがまた多額の費用が必要になることから、申請に至っていないケースもございます。これまで、耐震改修補助事業と併用されて空家改修等補助金を活用された方はおりません。初めから耐震基準を満たした建築物というのが条件になってまいります。

空き家に住み始めるには、最低でも水回りの改修が必要となります。多額の費用がかかってまいります。また、相続の場合は、利用するためには家財の整理が必要になることが多いということで、こうした費用についても補助の対象となっております。

全国的に社会問題となっている空き家は、放置しておきますと損壊や倒壊、防犯性の低下、ごみの不法投棄など周辺の住環境の悪化につながってまいります。

御代田町の空家改修等補助金交付要綱は、令和４年３月３１日をもって時限付きとなっております。現在は広報やホームページで周知をしておりますが、今後はより多くの方に利用していただくため、空家所有者の方に周知を図ってまいりたいと思います。

また、補助金の額につきましては、平成２４年から２７年まで実施いたしました、御代田町住宅リフォーム補助金との均衡を考慮しまして２０万円を上限としており

ますので、今のところ増額の考えはございません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） この件について市村議員、再質問はございますか。

○12番（市村千恵子君） ありません。終わります。

○議長（小井土哲雄君） はい。ほか、質疑ございますか。五味議員。

（13番 五味高明君 登壇）

○13番（五味高明君） 議席番号13番、五味です。

決算書の16、17ページで、軽自動車税の滞納繰越分についてということで、一つとして、収入率が16.2%と低調ですが、理由は何か。

2番目として、不納欠損額1万8,200円の理由は何か。

3番目として、滞納繰越分調定額177万6,056円は、前年度の収入未済額と一致すると思うんですが、この、違っているんですけども、この辺の理由は何か。

それから4番目として、収入未済額を平成27年度までさかのぼったときに、年々増加しております。翌年度に滞納繰越金とか繰越分として調定する額は、このところどんどん累積されて増えているわけですけども、これを減少するための何か方策というものをお考えかどうか。この4点についてお尋ねをしたいと思います。

あともう1点、30年度の決算の説明が午前中あったわけですけども、対29年度、前年比の比較に対しての御説明があったんですけども、当初予算に比較してどうかということで、当初予算は59億1,643万7,000円で、予算現額が、午前中説明ありましたように71億773万8,000円で、歳入決算額が69億4,540万4,385円で、収入率としては97.72%です。あと歳出決算額は、65億950万4,199円ということで、予算執行率でみると91.58ということになっております。このためもあって多額の不用額ですね、先ほど午前中でも個別の不用額の説明ありましたけども、全体として3億3,800万ほどになっているんですけども、この面も含めて、御説明を願いたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 軽自動車税の滞納繰越分についてということでございますが、初めに、滞納繰越分収入率が16.2%と低調ですが理由は何かという御質問でございますが、軽自動車税の滞納繰越分に係ります徴収率は、平成26年度が

16.8%、平成27年度が15.1%、平成28年度が15.2%、平成29年度が11.2%で、過去の徴収率と比較しまして、平成30年度は平均以上の徴収率であり、低迷しているという認識はないのですが、軽自動車税に限らず滞納繰越分は、既に滞納処分等を実施して、それでもなお納入されなかったものであることから、現年度課税分の徴収率と比較すると、かなり低率となるのはやむを得ないものと思っております。

続きまして、不納欠損額1万8,200円の理由は何かという御質問でございますが、これは平成27年に執行停止した軽自動車税で、地方税法第15条の7第4項の規定により、執行停止後3年間継続したため、不納欠損をしております。ちなみに対象者は3名います。

次に、滞納繰越分調定額177万6,056円は、前年度収入未済額183万1,732円と思うが一致しない理由は何かという御質問でございますが、五味議員がおっしゃるとおり、前年度の現年度分と滞納繰越分の未収金が、次年度の滞納繰越分調定額となります。しかし、地方税法第17条の5の規定により、過年度課税の税額更正等を行えることから、軽自動車税に限らず、滞納繰越分当初調定も現年度課税分と同様に更正処理により減額することがあります。今回の平成29年度の収入未済額である183万1,732円が、平成30年度決算書の滞納繰越分調定で177万6,056円となったのは、30年度中において、2台の軽自動車について自動車リサイクルシステムにより廃車していることが判明したため、調定を減額したことによるものでございます。

最後に、収入未済額を平成27年度までさかのぼったとき、年々増加しており、翌年度に滞納繰越分として調定される額はどんどん累積されていきますが、これを減少するための方策はお考えかという御質問でございますが、これも五味議員のおっしゃるとおりでございます。現年度分の滞納を減らし、関係法令に則した滞納処分を厳正に行い続けることが、結果的に不納欠損額を減少させることにつながるものと考えております。また、長野県地方税滞納整理機構との連携も一定の効果を上げているものと評価しておりますので、現状のやり方を続けていくしかないのかなと、今のところ考えております。

○議長（小井土哲雄君） 萩原企画財政課長。

（企画財政課長 萩原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは当初予算と決算額を比較してどう変化したかについて、まずお答えをします。

当初予算案につきましては、５９億１，６４３万７，０００円に対しまして、８回の補正予算を編成しております。

その内容につきましては、歳出では、地域総合整備資金の貸付金３億５，４００万円。小中学校の冷房設備の設置事業としまして、２億５，８５０万円ほど。あと予備費に、１億６，７９２万３，０００円。それと、土木費のほうで都市再生整備計画事業費など、９，９６６万円ほど増額しております。こちらが主な補正の内容となっております。

また、歳入につきましては、これら歳出の財源といたしまして、町債で４億８，３２０万円。また、前年度の繰越金としまして、１億４８１万５，０００円。先ほど申し上げました小中学校の冷房設備の国庫補助金としまして、５，０９９万８，０００円など、それぞれ歳入歳出９億６８９万１，０００円増額補正をいたしました。

また、平成２９年度から繰越明許により繰り越した５事業の事業費２億８，４４１万円、こちらをプラスしました７１億７７３万８，０００円が最終予算額となっております。

さらに、最終の予算額と決算に差異がございますので、この差異について御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。平成３０年度から、繰越明許により令和元年度に繰り越しました未収入特定財源、国庫支出金や町債といったものになりますが、こちらが１億９，８４０万８，０００円、収入になっていないことが挙げられます。また、町税ですとか地方交付税などで予算現額以上に収入となっている科目があるため、１億６，２３３万円ほど差異が出ているところでございます。

また、歳出についてでございますが、繰越明許により繰り越しました２億５，９９３万７，０００円が、翌年度へ繰り越したため支出がされていないこと。また、それぞれの科目で不用額があることにより、５億９，８２３万４，０００円の差異が出ているというところでございます。

それと、歳出における不用額３億３，８２９万６，０００円を生じた理由についてということでございますが、町の予算につきましては、細節といって細かな科目ご

とによって予算を管理しているため、一定程度の不用額が発生することについては、当然あるものと考えているところであります。また、使い切り予算をしないことの徹底など、経費節減に努めた結果や入札差金によるもの、あるいは必要数量の把握が困難なため、最大限の予算で計上しなければならない科目があるためであります。ちなみに、この平成30年度、企画財政課で入札を執行した一般会計31事業の入札差金につきましては、合計6,153万8,000円となっているところでございます。

以上が、歳出不用額が生じた理由でございます。よろしくお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 1点、自動車税のほうなんですけど、不納欠損をした3人の方ってというのは、既に車は今、所有していないと考えてよろしいですか。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

○税務課長（相澤 昇君） その3名の方につきましては、課税していた、滞納していた車については所有していないということです。

○13番（五味高明君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。

このたびは、決算書の後半にある後ろの説明資料で、ちょっとお聞きしたいところがございます。決算書ということでまとめの資料がありますので、お願いします。

10ページ、決算書。この後ろのほうの、説明資料の10ページでございます。

10ページの職員研修。研修名、新規職員採用職員研修について、冒頭の上のほうですけれども、2日間のうち前後期と内容が異なる中、平成29年度の決算では、前期7名、後期10名。30年度、18名、7名となっておりますけれども、内容と研修後の効果と、今後の指導育成方針をお願いします。

それと、3点のうちもう1件です。同じく11ページ、研修名、真ん中のほうにございます財務諸表研修について、当該研修は新公会計制度移行に伴う新しい研修なのか。行財政経営力の新たな力を育む新しい研鑽の機会と思われそうですけれども、1名参加ということで、今後、増員の予定はどのようになりますでしょうか。

それから同じ中で、18ページ下段、借入先別及び利率別現在高の状況の表です

けれども、利率３．５％から４％以下のものについて２件ございます。何についてのものか。３．５％、４％っていうものがありますけれども、金額は３３０万、それから７３０万と大きな金額ではないかもしれませんが、この利率は何についてのものか。国からの何か縛りとかそういったことがあるのか、このままの利率でいくのか、利率の見直し等。また、ほかに優先される借り入れがあったのか、今後、繰り上げの予定はどのようなになるのか、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは最初に、私のほうから研修の関係についてお答えをいたします。

この最初の二つの研修につきましては、長野県市町村職員研修センターが主催しております。県内の市町村が当該年度に新規採用した職員を対象としておりまして、県内５会場、長野市、松本市、諏訪市、佐久市、飯田市または伊那市で、前期と後期、年２回の両方を受講するという内容で、毎年開催されているものでございます。

平成３０年度の前期研修は、平成２９年度の途中で新規採用した職員８名が参加したため、１８名と多くなっていますが、通常は、その年の４月１日付で採用した職員が参加しています。資料の表を見ますと、この１８人——平成２９年度途中で採用した８人と、３０年度の４月１日付で採用した１０人の１８人——が、２日間の研修に参加しているという表記でございます。

前期の研修につきましては、２日間にわたって開催されまして、地方公務員としての意識の確立と、職務上必要な基礎的知識及び技能を習得し、職場への適応能力を養うことをねらいとしておりまして、地方公務員の心構えや服務、文書事務、地方公共団体の仕組みと仕事など、地方自治体の職員として必要な基礎的知識を習得します。

後期の研修は、こちらは７名とありますが、４月１日以降に採用した１０名のうち保育士は別の専門研修がございますので、事務職の７名が全員、１日参加しているという表でございます。こちらの後期の研修は、例年９月中旬に１日開催されまして、当町は、今、申し上げましたとおり、保育士を除く一般事務職が参加しております。

研修内容としましては、現在の自分の強み、弱みを自分自身が認識しまして、職

務共感、モチベーションを高め、さらにコミュニケーションの重要なスキルを習得するということで、明るく元気に行動し、職場を活性化できるような職員になることをねらいとして、開催されているものでございます。

後期研修は、前期研修を受講済みであることを前提に、実務を半年間経験した上で、さらに仕事の質を上げるためのコミュニケーション能力向上研修というものが中心となっております。相手の意見を聞く傾聴力や共感力を高めることによって、コミュニケーション能力が高まることを期待しているところでございます。

効果につきましては、個人差はありますが４月１日時点の採用時と比べまして、それぞれ個々の能力は上がっていると感じております。

今後の指導育成方針につきましては、平成３０年１０月に策定いたしました御代田町人材育成基本方針に基づきまして、新たな人事評価制度を適正に運用しながら、経験年数や職責に応じた職員一人一人の能力開発につなげ、ひいては行政サービスの向上を図っていきたいと考えております。

２点目の、その右ページの財務諸表研修につきましては、今年、企画財政課の職員１名が２日間参加しておりまして、詳細内容につきましては、この後、企画財政課長のほうから補足していただきますけれど。

今後の研修参加職員の増員予定はというところについては、私のほうからお答えさせていただきます。御存じのとおり、全体の職員数が少ないという状況にあって、その中で２日間職員を出すというのは、ちょっと厳しい状況にもあるのは実態でございますが、３０年度は、たまたま企画財政課の職員１名が参加しましたけれど、財務諸表研修は企画財政課職員だけが知っていればいいという部類のものではありませんので、今後は、先ほど申し上げました職員研修計画の中に位置付けながら、それ以外の職員も――少人数、一遍に大勢は出せませんが、毎年少しずつ参加させていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからも御説明いたします。

ただいま総務課長のほうからもありました、決算書の説明資料１１ページの財務諸表研修につきましては、統一的基準の財務諸表の作成の研修でございます。効果

としますと、財務諸表に関する知識を習得し、決算書から財務状況を分析する能力を養うことができるということで、出席をさせていただいております。

また、今後の増員予定ということですが、総務課長のほうからもございましたが、当面は、こちら専門的な研修となりますので、担当職員あるいは担当係長の受講、こちらを優先してやっていきたいというふうに考えております。

それと、決算に関する説明資料の18ページの下段になります借入先別利率別の現在高の状況でございます。この中に3.5%以下と4%以下の借り入れがございます。こちらについて御説明をします。

こちらは旧郵政公社資金から借り入れを行ったもので、利率3.5%以下が1件ございます。こちらは、平成8年度に町営桜ヶ丘住宅を建設する際に借り入れをしました公営住宅建設事業債です。また、4%以下のほうは2件ございまして、1件は先ほど言いました桜ヶ丘住宅の公営住宅建設事業債、こちらは7年度の事業債分です。もう1件であります。平成6年度に住宅新築資金の貸付事業として借り入れをしました公営住宅建設事業債。この2件となっております。

次に、利率見直し等の状況でございます。現在は低金利であるので、借り替えですとか繰上償還の見直しを検討するべきであるというところではございますが、3件の借り入れにつきましては、公的資金からの借り入れとなっておるために、現実、借りかえっていうことはできないこととなっております。また、繰上償還する場合にも、今年度に償還すべき利子相当分を補償金として納付する必要があるため、現在のところでは考えていないのが現実でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第70号 平成30年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 議案第70号 平成30年度御代田財産区特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の４６ページをお開きください。

議案第７０号 平成３０年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊、決算書の２０４ページをお開きください。

歳入歳出決算書の款項別集計表になります。

初めに、歳入です。

款１財産収入項１財産運用収入、こちら収入済額２８４万５,５４３円となっております。こちらの内訳につきましては、土地の貸付料としまして２８４万５,５１３円。基金の預金利子としまして３０円の収入でございました。

款２繰入金項１基金繰入金、９８０万円です。こちらは財政調整基金からの繰入金となっております。

款３繰越金項１繰越金、６４万３,７８２円で、平成２９年度からの繰越金となっております。

款４諸収入項１雑入は、収入はありませんでした。

以上、歳入合計は、予算現額１,２７４万５,０００円に対しまして、収入済額１,３２８万９,３２５円の収入で、執行率は１０４.３％となっております。

２０６ページをお願いします。

歳出であります。

款１総務費項１総務管理費、支出済額１,１９５万４,３０８円となっております。こちら主なものとしましては、財産区有林の管理委託料としまして４００万円、また、財産区有林の下刈り委託料として６４０万円が、こちらが主な支出となっております。そのほか委員報酬としまして９４万５,６００円と支出がございます。

款２項１の予備費、こちら支出または充当ございませんでした。

歳出合計は、予算現額１,２７４万５,０００円に対しまして、支出済額

１，１９５万４，３０８円の支出で、執行率９３．８％となっております。

次に、２０８ページ、お願いいたします。

歳入歳出差し引き額につきましては、１３３万５，０１７円となっております、こちらの決算につきましては、令和元年８月２２日開催の御代田財産区管理会におきまして同意を得ております。

続きまして、２１４ページをお開きください。

実質収支に関する調書となっております。

歳入総額１，３２８万９，０００円、歳出総額１，１９５万４，０００円、差し引き額１３３万５，０００円となっております、実質収支は同額１３３万５，０００円でありまして、全額、令和元年度へ繰り越しをしております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第１７ 議案第７１号 平成３０年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１７ 議案第７１号 平成３０年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の４７ページをお願いいたします。

議案第７１号 平成３０年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊、決算書の２１６ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の款項別集計表で、初めに歳入です。

款 1 財産収入項 1 財産運用収入、収入済額 1 万 4, 1 4 2 円でございます。土地賃付料としまして 5, 7 0 0 円の収入、財政調整基金預金利子で 8, 4 4 2 円の収入がございました。項 2 財産売却収入は、収入ございませんでした。

款 2 繰入金項 1 基金繰入金、収入済額 2 8 5 万円でございます。こちら、財政調整基金からの繰入金です。

款 3 項 1 の繰越金、3 6 万 4, 8 4 6 円で、平成 2 9 年度からの繰越金です。

款 4 諸収入項 1 の雑入、こちらは収入ありませんでした。

歳入合計は、予算現額 3 2 3 万 2, 0 0 0 円に対しまして、収入済額 3 2 2 万 8, 9 8 8 円の収入で、執行率 9 9. 9 % となっております。

次の、2 1 8 ページお願いいたします。

こちら、歳出です。

款 1 総務費項 1 総務管理費、支出済額 2 8 6 万 8, 0 5 5 円でございます。主な内訳ですけれども、林野管理委託料としまして 1 9 5 万 3, 0 0 0 円、委員の皆さんの報酬 8 1 万 7, 2 0 0 円、財政調整基金への積立金が 5 万円、こちらが主な支出となっております。

款 2 項 1 の予備費、こちらの支出あるいは充当等ございませんでした。

歳出合計、予算現額 3 2 3 万 2, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 2 8 6 万 8, 0 5 5 円の支出で、執行率 8 8. 7 % となっております。

次の、2 2 0 ページお開きください。

歳入歳出差し引き額 3 6 万 9 3 3 円となっております、令和元年 8 月 2 日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得ております。

2 2 6 ページをお開きください。

実質収支に関する調書となっております。

歳入総額 3 2 2 万 8, 0 0 0 円、歳出総額 2 8 6 万 8, 0 0 0 円、差し引き額 3 6 万円で、実質収支額同額となっております。こちら全額、令和元年度へ繰り越しております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第１８ 議案第７２号 平成３０年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１８ 議案第７２号 平成３０年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書４８ページ、お願いをいたします。

議案第７２号 平成３０年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の２２８ページ、２２９ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表で説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款１項１国民健康保険税、収入済額４億１，７５６万１，００４円で、前年度比４．８％の減となりました。徴収率は現年で９６．３％となっております。不納欠損額１０４万８，２００円。また、収入未済額９，３７８万１４１円となっております。

款２使用料及び手数料項１手数料、国保税督促手数料といたしまして、２３万４，２００円の収入となっております。

款３国庫支出金項１国庫負担金、過年度収入を科目設定してございましたが、収入はございませんでした。

次に、款４県支出金項１県補助金でございます。１０億８，２４２万４，６９０円の収入となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対して全額交付される普通交付金、それから、医療費の適正化に向けた取り組みや、

生活習慣病予防治療等の取り組みに応じて交付される特別交付金となっております。

款５項１療養給付費交付金、こちらも過年度収入、科目設定してございましたが、収入はありません。

款６繰入金項１他会計繰入金、１億８６３万４,３８６円で、前年度比０.１％の減でございます。こちらは、一般会計からの保険基盤安定の繰入金が主なものでございます。

款７項１繰越金、平成２９年度からの繰越金３億４,６１５万４,４４１円となっております。

款８諸収入項１延滞金加算金及び過料、こちら延滞金といたしまして、１２８万７５７円の収入となっております。項２受託事業収入、こちらは特定検診等個人の負担金でございまして、１２万８,０００円の収入でございます。項３雑入、１６７万１,４２２円でございます。こちらは、交通事故に伴う医療給付費、それから、国保資格喪失後の国保保険証使用に伴う医療費の返還分となっております、収入未済額８万２,２２４円につきましては、過年度分といたしまして翌年度以降返納を求めてまいるものでございます。

歳入合計１９億５,８０８万８,９００円となっております。

続いて、２３０ページ、２３１ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１総務費項１総務管理費、支出済額５００万９,７５１円となりました。こちらは通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修費、それから、関係帳票の作成などを支出してございます。項２徴税费、賦課徴収費といたしまして、電算処理委託等で３８８万９,３２９円の支出でございます。項３運営協議会費、１０万９,５００円。こちらは、国保運営協議会の委員報酬等でございます。

款２保険給付費項１療養諸費、療養給付費、療養費等の支出で、９億２,３８３万１,１３９円となりました。前年度比２.７％の増となっております。項２高額療養費、１億３,５５４万６,６０９円で、前年度比３.８％の増でございます。こちら、一般被保険者高額療養費、１億３,３０８万１,７２５円、退職被保険者高額療養費、２４６万４,８８４円となっております。次に、項３出産育児一時金ですが、５４６万２,７３０円で、１３件の支出でございます。項４葬祭諸費、６０万円で、１２件の支出でございます。

それから、款３国民健康保険事業費納付金でございます。こちらにつきましては、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県から示された金額を納めるものとなっております。

まず、項１医療給付費ですが、３億２,１０８万１,９４１円、項２後期高齢者支援金等で、１億１,６３２万８,４２１円、項３介護納付金で、４,３２５万９,６５１円と、それぞれの支出となっております。

款４保険事業費項１特定健康診査等事業費、８９９万３,９９２円で、特定健康診査等の事業費となっております。暫定値ではございますが、対象者数２,５３６人、受診者数１,１６３人で、受診率４５.９％でございます。項２保険事業費でございますが、１,５５８万３,３４４円で、保健指導を行う職員の賃金、それから人間ドックの補助金等でございます。

款５諸支出金項１償還金及び還付加算金、１,３５８万７,８０７円で、こちらは国庫負担金の返還金等となっております。

款６項１予備費の支出はございませんが、一般被保険者療養給付費、それから特定検診等事業費、国庫負担金返還金、こちらの科目につきまして充当を行っております。

款７項１基金積立金、２億円。こちらを国民健康保険支払準備基金へ積み立てております。

歳出合計１７億９,３２８万１,２０４円となっております。

続いて、２５２ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１９億５,８０８万８,０００円、歳出総額１７億９,３２８万１,０００円、歳入歳出差し引き額１億６,４８０万７,０００円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額１億６,４８０万７,０００円で、こちらは令和元年度に繰り越しとなります。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。井田議員。

（６番 井田理恵君 登壇）

○ 6 番（井田理恵君） 井田理恵です。

1 点お願いします。決算書 2 4 4 ページ、歳出、款 2 項 2 高額療養費、増につきまして、高額療養費 1 億 3, 5 5 4 万 6, 6 0 9 円と、前年に対しまして 3. 8 % 増ということでございました。2 9 年度決算額を見てもそうなっておりましたけれども、高額療養費は、大体 5 0 0 万円から 6 0 0 万円ほどの推移で上がっております。ここ最近の疾病の種類とその傾向、年齢層等の分析などしていただけます。

申しわけないです。付け加えまして、健診とか予防事業との関係性について、その効果がどのように、高額医療に至るまでの何かわかっていることがあったらお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

まず、疾病等の種類でございますが、主なものになってしまいますけれども、白血病ですとか、がん、それから関節等の整形の手術、それから人工腎臓透析と脳梗塞、そういったものの疾病が高額になっておるかと思えます。

また、傾向としましては、やはり高額な薬品等ですとか、入院中の治療ですとか、それから手術、そういったものが多く含まれておりまして、高額となっている状況にあります。

申しわけありません、年齢等による分析ですとかそういったものは、すみません。ちょっと今、手元に資料等ありませんので、また別のタイミングでお知らせできればと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○ 6 番（井田理恵君） はい。今、確認いたしました。疾病の傾向も教えていただきました。その中で、高額の医療技術が進むにつれての、今、納得したなと思えたのは、薬品が高額化していること、また、医療技術が高額医療になっているということで、年々そういった傾向があるのかなということで結構でございます。

はい、終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第１９ 議案第７３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１９ 議案第７３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書４９ページ、お願いをいたします。

議案第７３号 平成３０年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の２５４ページ、２５５ページをお願いいたします。

こちらも歳入歳出決算書款項別集計表で説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款１保険料項１介護保険料、収入済額２億２,９１７万８,４４６円で、前年度比８.６％減となりました。普通徴収の現年度徴収率８９.１％でございます。不納欠損額は１２０万３,６５０円、収入未済額７４３万６６５円となっております。

款２分担金及び負担金項１負担金、７１５万４,６４８円で、前年度比３.１％の減となっております。こちら介護予防事業の負担金となっております。

款３使用料及び手数料項１手数料、督促手数料といたしまして、３万９,６００円の収入でございます。

款４国庫支出金項１国庫負担金、１億６,９９５万６,５４３円で、前年度比１.８％の増となっております。介護給付費負担金で、給付費の伸びによるものとなっております。項２国庫補助金、６,４１２万９,３２１円、こちらは前年度比１３.６％の増でございます。調整交付金、それから地域支援事業交付金となっております。

款 5 項 1 支払基金交付金、2 億 7,434 万 3,013 円で、前年度比 6.3%の増となっております。介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

款 6 県支出金項 1 県負担金、1 億 4,284 万 7,940 円で、前年度比 8.0%の増でございます。こちらも給付費の伸びによるものでございます。項 2 県補助金、1,090 万 5,060 円で、前年度比 1.9%の増となっております。こちら、地域支援事業交付金となっております。

款 7 財産収入項 1 財産運用収入、こちらは基金の利子としまして、7 万 3,295 円の収入でございます。

款 8 繰入金項 1 他会計繰入金、1 億 4,251 万 7,327 円で、前年度比 2.4%の増でございます。一般会計から介護給付費、それから地域支援事業等への繰り入れとなっております。

款 9 項 1 繰越金、平成 29 年度からの繰越金、3,252 万 3,131 円でございます。

款 10 諸収入項 1 延滞金、加算金及び過料ということで、こちらは収入ございません。項 2 サービス収入、195 万 3,400 円で、居宅介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項 3 雑入、6,500 円の収入でございました。

歳入合計 10 億 7,562 万 8,224 円でございます。

続きまして、256 ページ、257 ページ、お願いをいたします。

歳出でございます。

款 1 項 1 総務費、支出済額 1,335 万 2,379 円で、前年度比 16.7%の減となりました。主な支出につきましては、電算の処理委託料、それから佐久広域連合介護認定審査会の負担金等となっております。

款 2 項 1 保険給付費、9 億 3,526 万 4,847 円で、前年度比 3.5%の増となっております。増加の要因としては、介護サービス給付経費の増によるものでございます。

款 3 地域支援事業費項 1 包括的支援事業任意事業費、4,197 万 8,247 円で、前年度比 0.4%の増でございます。地域包括支援センターの運営経費、配食サービス等任意事業経費の支出となっております。項 2 介護予防・生活支援サービス事業費、3,885 万 8,016 円で、前年度比 3.5%の増でございます。現行相当サービスとサービス A の増が主な要因でございます。項 3 一般介護予防事業、

１６７万５５１円で、前年度比２５．３％の増となっております。介護予防普及啓発事業としまして、介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款４項１基金積立金、利息分といたしまして、１０万円を積み立てております。

款５項１諸支出金、８６９万２,５２０円で、こちらは国庫、それから県への返還金等でございます。

款６項１予備費、こちらは支出はございませんでした。

歳出合計１０億３,９９１万６,５６０円となりました。

２８２ページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１０億７,５６２万８,０００円、歳出総額１０億３,９９１万６,０００円、歳入歳出差し引き額３,５７１万１,０００円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額３,５７１万１,０００円となります。こちら、令和元年度に繰り越しとなります。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。井田議員。

（６番 井田理恵君 登壇）

○６番（井田理恵君） ６番、井田理恵です。

２７０ページ、介護保険給付費、９億３,５２６万４,８４７円ということですが、昨年度が９億３,５２６万４,８４７円で、また増えておりますけれども。これに対して、説明資料で後半の３５ページなんですけれども、地域包括支援センターの利用状況ということで、２９年度が６,９２１相談件数に対して、３０年度７,５７０件ということで、２８年度は６,０５２件ということで、毎年８００件近い増加になっております。介護申請、要支援の申請など、窓口、電話、その相談方法、内訳書いてありますけれども、どのような対応をされているのか。相談内容というのは、どのようなことになっているのかお示してください。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

まず、相談の内容でございますが、やはり介護保険に関連するもの、それから予防事業に関連するもの、それから生活相談全般に関するもの、それから要援護者の実態把握、また権利擁護、後見人制度、そういった内容の相談が多いかと思います。

対応でございますが、介護保険や介護予防事業等の相談につきましては、御本人の状況及び希望するサービスに応じまして、介護保険の申請もしくは地域支援事業の申請をしていただくようにしております。介護保険を申請された方につきましては、介護度が認定され次第、居宅介護支援事業所等へつないでまいります。また、支援事業を申請された方につきましては、地域包括支援センターの職員がケアマネジャーとなりまして、プラン等を作成し、サービスの調整をしております。

それからあと、要援護者の実態把握ということで、こちらは本人の状況把握というのが主な内容になるんですけれども、民生委員の方ですとか住民の方から安否を心配する相談が入った場合、万が一に備えまして、2名の体制で現場のほうへ駆けつけまして、本人の状態の確認等もしておる状況でございます。

また、権利擁護、それから後見人制度、こういった相談につきましては、初動の体制ということで、後見人制度の相談では財産管理が主なものとなりますけれども、成年後見人制度の利用を御案内したりですとか、そういった対応をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第20 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) それでは、議案書50ページ、お願いをいたします。

議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書284ページ、285ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

まず、歳入。

款1項1 後期高齢者医療保険料、収入済額1億1,207万200円で、前年度比5.0%増となっております。普通徴収、現年度徴収率98.1%でございます。不納欠損額、こちらは400円、収入未済額156万8,500円となっております。

款2 使用料及び手数料項1 手数料、督促手数料といたしまして、2万6,900円の収入でございます。

款3 繰入金項1 一般会計繰入金、3,747万3,710円で、前年度比7.7%増でございます。事務費、保険基盤安定保険事業費に対しましての繰り入れとなっております。

款4 項1 繰越金、平成29年度からの繰越金3,249円でございます。

款5 諸収入項1 延滞金、加算金及び過料、6,500円で、こちら延滞金の収入でございます。項2 償還金及び還付加算金、17万9,200円で、保険料の還付金となっております。項3 雑入、264万3,503円で、こちらは健診事業費の広域連合からの支出金、また人間ドックに対する特別調整交付金等の収入となっております。

歳入合計1億5,240万3,262円となっております。

続きまして、286ページ、287ページ、お願いをいたします。

歳出でございます。

款1 総務費項1 総務管理費、支出済額181万1,884円で、前年度比

３５．４％の増となりました。電算処理委託料、通信運搬費、こういったものが主な支出となっております。項２徴収費、賦課徴収経費といたしまして、２７万８,８１４円の支出でございます。印刷製本費や通信運搬費、主な支出となっております。

款２項１後期高齢者医療広域連合納付金、１億４,６１１万４,０１０円で、前年度比４．６％増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金となっております。

款３保健事業費項１健診事業費、１８６万８,７９０円で、こちらは後期高齢者の健診委託料でございます。項２保健事業費、１４２万５,０００円で、前年度比８．０％増でございます。こちら人間ドックの補助金でございます。

款４諸支出金項１償還金及び還付加算金、１７万９,２００円で、こちら保険料還付金等の支出となっております。

款５項１予備費、こちら支出はございませんでした。

歳出合計１億５,１６７万７,６９８円でございます。

２９８ページ、お願いをいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１億５,２４０万３,０００円、歳出総額１億５,１６７万７,０００円、歳入歳出差し引き額７２万５,０００円、こちら翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額７２万５,０００円で、これは令和元年度に繰り越しとなります。

説明につきましては以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２１ 議案第７５号 平成３０年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２１ 議案第７５号 平成３０年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 51 ページをお願いいたします。

議案第 75 号 平成 30 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

別冊、決算書の 300 ページ、301 ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表、歳入でございます。

款 1 県支出金項 1 県補助金、収入済額 18 万 9,000 円でございます。こちらは、償還推進事業費に対する 4 分の 3 の補助でございます。

款 2 繰入金項 1 他会計繰入金、収入済額 16 万 2,000 円です。こちら、一般会計からの繰り入れでございます。

款 3 繰越金項 1 繰越金、収入済額 3,727 円、前年度からの繰り越しでございます。

款 4 諸収入項 1 貸付金元利収入、収入済額 48 万 6,498 円、こちらは住宅新築資金 16 件、宅地取得資金 17 件、住宅改修資金 3 件でございます。

したがいまして、歳入合計ですが、収入済額 84 万 1,225 円でございます。

次の、302 ページ、303 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費項 1 住宅費、支出済額 25 万 6,669 円です。こちらは口座振替手数料、消耗品などの事務費でございます。

款 2 公債費項 1 公債費、支出済額 58 万 1,610 円。こちらは起債元金及び利息の償還金でございます。

したがいまして、歳出合計は支出済額 83 万 8,279 円です。

次の、304 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 2,946 円となります。

続きまして、310 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 84 万 1,000 円、歳出総額 83 万 8,000 円、歳入歳出差し引き額は 2,000 円です。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 2,000 円を、令和元年度へ繰り越しをいたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。市村議員。

（12 番 市村千恵子君 登壇）

○12 番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。

1 点、お聞きします。この住宅新築資金ですけれども、もう返済だけが残っている事業で、滞納件数、先ほども収入未済額が 1 億 5,800 万と大きく出ている、監査報告でもちょっと、かなり収入としていくのは難しいという報告もありますが、この滞納件数と、それから滞納額、そしてまた、一般会計からのこれまでの繰入額の総額について。

それで、当初予算のときにもお聞きしたわけですが、今年度でこの償還が終了となるということで、今後も引き続き償還は払っていただくということを 3 月議会でおっしゃられたわけですが、町の考えとしては、引き続き償還をしていただくのか、不納欠損の考えは持っていないのかということをお聞きしたいと思います。

また、町長は新しくなられて、まだそんなに経ってはいませんが、この事業について、今年度で終了ということもありますので、その実態把握はしておられるかについてお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

本会計の公債費は、貸付先から償還金を財源としております。それだけでは足りないため、不足分については、一般会計からの繰入金により補填しております。起債の償還が進んでいることに伴い、公債費も減少してまいります。令和元年度をもって償還完了となり、それに伴い、一般会計からの公債費の繰り入れも終了となります。

現時点での滞納等の状況は、平成30年度末の未償還額は、35名で滞納金額は1億6,700万円ほどになっております。一般会計からの繰り入れの総額につきましては、決算書等により集計いたしますと、平成30年度予算までで2億4,400万円ほどになります。

今後の見通し、また、考え方につきましては、償還が完了し、会計の規模が小さくなることから、特別会計としての扱い、また、未償還金の扱いなど幾つかの課題がございます。それらにつきまして、近隣自治体の状況等を参考にし、適正な対応をしてまいります。また、現時点での不納欠損につきましては、考えてはおりません。

なお、町長へは現在の状況についておおむね説明させていただいておりますが、近隣の自治体の状況を調査した上で、今後の方針について決めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今の、町長には状況は説明しているということですが、町長自らお訪ねして返済の御協力ということ、今後していく考えはあるのか、その点お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 今、御指摘の点につきましては、そういったことも含めて検討してまいっているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第76号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 議案第76号 平成30年度御代田町公共下水道

事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 52 ページをお願いいたします。

議案第 76 号 平成 30 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

別冊、決算書の 312 ページ、313 ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表、歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金項 1 負担金、収入済額 1,301 万 100 円です。こちらは受益者負担金及び分担金でございます。

款 2 使用料及び手数料項 1 使用料、収入済額 3 億 539 万 2,987 円です。こちらは下水道の使用料でございます。項 2 手数料、収入済額 26 万 2,100 円、こちらは指定工事店の申請手数料並びに督促手数料でございます。

款 3 国庫支出金項 1 国庫補助金、収入済額 9,430 万円です。こちらは、処理場の耐震改修事業並びに塩野地区の下水道本管工事についての国庫補助金でございます。

款 4 繰入金項 1 他会計繰入金、収入済額 2 億 4,569 万 7,000 円、こちらは一般会計からの繰り入れでございます。

款 5 繰越金項 1 繰越金、収入済額 419 万 8,363 円、こちらは前年度からの繰り越しでございます。

款 6 諸収入項 1 延滞金、加算金及び過料、収入済額 97 万 8,001 円、こちらは延滞金でございます。項 2 雑入、収入済額 14 万 7,831 円、こちらは下水道詳細設計などの金抜設計手数料となっております。

款 7 町債項 1 町債、収入済額 2 億 5,620 万円、資本費平準化債などの町債でございます。

したがいまして、歳入合計は収入済額 9 億 2,018 万 6,382 円でございます。

次の、314 ページ、315 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 土木費項 1 都市計画費、支出済額 3 億 7,471 万 8,342 円でございます。
こちらは、処理場の管理棟並びに処理場の耐震工事、塩野の下水道工事が主なものでございます。

款 2 公債費項 1 公債費、支出済額 5 億 3,391 万 5,299 円、こちら、起債の元金並びに利息の償還金でございます。

款 3 予備費、こちらは支出はございませんでした。

したがって、歳出合計、支出済額 9 億 863 万 3,641 円となりました。

次の、316 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 1,155 万 2,741 円でございます。

続きまして、330 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

歳入総額 9 億 2,018 万 6,000 円、歳出総額 9 億 863 万 3,000 円、歳入歳出差し引き額 1,155 万 2,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額として 288 万円、実質収支額 867 万 2,000 円を、令和元年度へ繰り越しをいたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 23 議案第 77 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 23 議案第 77 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 53 ページをお願いいたします。

議案第 77 号 平成 30 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算書の332ページ、333ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表、歳入でございます。

款1分担金及び負担金項1分担金、収入済額8万3,638円です。こちらは、草越・広戸事業組合から受益者負担金として、修繕費等7%分と事務費をいただいております。

款2使用料及び手数料項1使用料、収入済額821万8,584円です。こちらは下水道の使用料でございます。項2手数料、収入済額2,700円、こちらは督促手数料でございます。

款3繰入金項1他会計繰入金、収入済額1,935万円、こちらは一般会計からの繰り入れでございます。

款4繰越金項1繰越金、収入済額79万1,707円、こちらは前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入項1延滞金、加算金及び過料、収入済額7,300円、こちらは使用料の延滞金でございます。項2雑入はございません。

したがいまして、歳入合計、収入済額2,845万3,929円です。

次の、334ページ、335ページをお願いいたします。

歳出です。

款1農林水産業費項1農地費、支出済額1,013万1,939円です。こちら主なものは、処理場の光熱水費、処理場の維持管理経費、汚泥の処分費となっております。

款2公債費項1公債費、支出済額1,737万2,794円、こちら起債の元金及び利息の償還でございます。

款3予備費、こちらは支出はございませんでした。

したがいまして、歳出合計、支出済額2,750万4,733円となります。

次の、336ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額94万9,196円となります。

続きまして、３４２ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額２，８４５万３，０００円、歳出総額２，７５０万４，０００円、歳入歳出差し引き額９４万９，０００円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額９４万９，０００円を、令和元年度へ繰り越いたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２４ 議案第７８号 平成３０年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２４ 議案第７８号 平成３０年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書５４ページをお願いいたします。

議案第７８号 平成３０年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成３０年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算書の３４４ページ、３４５ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表、歳入でございます。

款１使用料及び手数料項１使用料、収入済額５３７万９３６円、こちらは、合併浄化槽の施設使用料として９７基分でございます。項２手数料、収入済額１，４００円、こちらは督促手数料でございます。

款２繰入金項１他会計繰入金、収入済額５４６万５，０００円、一般会計からの繰入金でございます。

款 3 繰越金項 1 繰越金、収入済額 3 9 万 9 , 2 0 2 円、前年度からの繰越金でございます。

款 4 諸収入項 1 延滞金、加算金及び過料、こちらはございませんでした。

したがいまして、歳入合計、収入済額 1 , 1 2 3 万 6 , 5 3 8 円となります。

次の、3 4 6 ページ、3 4 7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 衛生費項 1 保健衛生費、支出済額 5 2 0 万 9 , 7 4 2 円、こちらの主なものは保守管理委託料でございます。

款 2 公債費項 1 公債費、支出済額 5 9 0 万 8 , 8 2 8 円、起債元金及び利息の償還金でございます。

款 3 予備費、支出はございませんでした。

したがいまして、歳出合計、支出済額 1 , 1 1 1 万 8 , 5 7 0 円でございます。

次の、3 4 8 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 1 1 万 7 , 9 6 8 円です。

3 5 4 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 1 , 1 2 3 万 6 , 0 0 0 円、歳出総額 1 , 1 1 1 万 8 , 0 0 0 円、歳入歳出差し引き額 1 1 万 7 , 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 1 1 万 7 , 0 0 0 円を、令和元年度へ繰り越しをいたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 3 時 0 0 分）

（休 憩）

（午後 3 時 1 5 分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじ

めこれを延長します。

先ほどの井田理恵議員の質問に対して、答弁が保健福祉課長よりございます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） すいません、先ほどちょっと私のほうで答えられなかった高額医療の該当者の年齢等、そういった部分についてなんですけれども、該当となる年齢の方、60歳代から74歳までの前期高齢者の方が多く見られる状況でございました。

また、健診等につきましては、白血病やがんの方につきましては、町の健診を全く受けていない方でしたり、時々受診をされていた方が見られました。健診の結果から受診のほうに結びついたかどうかという部分については、申しわけございません。不明でございます。

また、整形外科的な手術につきましては、本人の自覚症状等によりまして受診し、手術を受けていらっしゃるという傾向が見られるということでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員よろしいですか、議事を進行します。

―――日程第25 議案第79号 平成30年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第25 議案第79号 平成30年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書55ページをお願いいたします。

議案第79号 平成30年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

地方公営企業法で定められている決算書は別冊のとおりでございます。本決算書は、新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要について

は、お手元の別紙、資料番号５の平成３０年度御代田小沼水道事業決算状況で説明いたします。

別紙、資料番号５をご覧ください。

平成３０年度御代田小沼水道事業決算状況、１給水業務、期首給水件数３,３６８戸、期中増５０２戸、期中減４４６戸、期末給水件数３,４２４戸、前年度と比べまして５６戸の増となっております。年間有収水量７８万２,６２１ｍ^３、前年と比較いたしまして６,４３９ｍ^３の増加となっております。

続きまして、２の経営成績を上から順に決算額を説明してまいります。

営業収益、決算額１億７,５４３万９,１７５円。こちらは、主たる営業活動から生ずる収益で、水道使用料、消火栓管理料が主なものでございます。

営業費用、決算額１億６,０４６万９,１２４円、こちら、主たる営業活動から生ずる費用で、人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料が主なものでございます。

営業利益は、決算額１,４９７万５１円、営業収益と営業費用の収支でございます。

営業外収益、決算額１,９０９万３,８００円、金融及び販売活動に伴う収益、その他、主たる営業活動以外から生ずる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額などが主なものでございます。これは、過去に水道事業として改良に充てるため、受けた補助金を分割計上するように定められていることによるものでございます。

営業外費用、決算額１,１３８万７,９７７円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他、主たる営業活動にかかわる費用以外の費用で、企業債利息などがこれに当たります。

経常利益、決算額２,２６７万５,８７４円、営業利益に営業外収益と営業外費用の収支を加えたものでございます。

特別利益、特別損益ともにございません。したがって、当期純利益は決算額２,２６７万５,８７４円、経常利益に特別利益と特別損益の収支を加えたものでございます。

以上、経営成績を受けまして、当年度の決算状況は、３の資金収支状況に記載のとおりでございます。

上から順に説明してまいります。

経常収支、決算額 1 億 7,783 万 1,838 円、こちらは給水費、給水手数料などでございます。

経常収支、決算額 1 億 4 1 7 万 8,252 円、こちらは浄水給水費、企業債などの特別扱い諸費でございます。

経常収支差額、決算額 7,365 万 586 円のプラスでございます。

資本的収支、決算額 2,003 万 4,800 円、新規加入金と町からの補助金でございます。

資本的収支、決算額 8,836 万 7,353 円、こちらは建設改良費、企業債償還金などでございます。

資本的収支差額、決算額マイナス 6,833 万 2,553 円でございます。

したがって、資本的収支はマイナスとなりましたが、営業活動で得た経常収支のプラスの資金があるため、全体の資金収支はプラスとなっております。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概況を説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上をもちまして、平成 30 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より、監査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 代表監査委員を務めさせていただいております泉でございます。

監査委員を代表して、平成 30 年度決算審査の結果をここに御報告させていただきます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長により審査に付されました平成30年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査並びに平成30年度定額基金運用状況に関する関連する審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書としてお手元に配付させていただいております。

なお、直前に建設水道課長から小沼水道事業、公営企業で、通常の会社に相当する営業をしているわけですが、それについての意見書も添付させていただいております。

決算審査意見書は、審査の概要、審査の結果、決算概況、4審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について御報告させていただきますことを御了承ください。

なお、定額基金運用状況についても決算審査に準じて審査を行い、その運用と管理は適切と判断いたしましたので、同じく同基金の意見書を御参照ください。

決算審査の概要であります。

平成30年度御代田町歳入歳出決算審査の対象、御代田町一般会計及び九つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。特別会計の詳細は、決算審査意見書最終ページに記載してございます。ただいまの決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、お手元の決算書の中にそれぞれ記載されてございます。これら審査対象について、第一次的には、去る8月1日から8月2日に事務局による予備審査を行いました。その後、8月5日から8月9日まで、私と議会選出の笹沢監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、これら決算書は法令に準拠して作成されているか、決算書の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は法令に適合し、適正になされているか、財産の管理は適正になされているか、等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を視査により照合することといたしました。

さらに決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ証券類の実査や金融機関への残高確認等を行いました。なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果をもあわせ考慮して、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げた審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり決算書等は正確かつ適正に作成されていきました。事務の執行についても、おおむね適正に処理されていたと認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令遵守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法第241条の定めによる運用目的の、御代田町土地開発基金及び収入印紙等購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めましたことを、改めて申し添えたいと思います。

以上が決算審査の概要と結果についての御報告であります。

なお、決算概況につきましては、先ほど来、理事者側から詳細な報告がありましたので、これを省略し、決算審査等を行いました過程で、私ども監査委員の全般的な所見を申し述べさせていただくことになります。先日、幹部職員を対象に行いました講評を援用し、これに代えさせていただきますことを御了承ください。

まず、審査講評に先立って、監査委員監査について少々お話をしました。監査委員監査の柱は、例月現金出納検査、定期監査、決算審査の3点であります。このほかに、随時監査とかいろいろな監査もございます。なぜ監査委員監査で、検査、監査、審査と名称が違うのかについて職員の皆さんに理解していただくことにしたわけです。

例月現金出納検査の検査は、計数の正確性と現金等の実在性を重視します。現金

実際有り高が記録と1円でも違っていたら、不適切として指摘され、その原因が究明されます。これに対し定期監査は、決算審査の予備手続として日々の事務の執行の合否性、効率性、経済性に配慮しつつ行われているかチェックします。決算審査は、1年の事務の執行や財産の管理は妥当であったかどうか、さらにはその総括として、報告書等が適法に作成されているかについて、過去に行った出納検査や定期監査の結果をも含め、総合的な監査意見を申し述べるものです。したがって、決算審査では、個別的な問題を指摘するのが目的でなく、総合的な意見が重視されます。

当日、講評に当たっては、今、山の上のほうでひらまつの工事をやっていますが、ひらまつの公認会計士の監査報告書のコピーを添付して配らせていただきましたが、その監査意見というのは4行だけです。

さて、所感の第1は、学校関係の危機管理マニュアルについてであります。危険等発生対処要領、いわゆる危機管理マニュアルは、危険等が発生した際に、教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づいて、全ての学校において作成が義務づけられております。

先般、文部科学省では、新たに学校の危機管理マニュアル作成の手引き、これを作成しました。これまでの事件や事故、自然災害への対応に加えて、近年の学校や児童生徒等を取り巻く安全上の課題、さらには平成28年に作られた学校事故対応に関する指針、あるいは29年3月に閣議決定が行われた第2次学校安全の推進に関する計画等々を踏まえての改訂版でありました。

教育委員会では、本手引きを活用して、危機管理マニュアルを作成、見直しを行ってくださいとの文科省の通知を受けて、他市町村同様、小中学校別に詳細な危機管理マニュアルが作成されておりました。これは、文科省の60ページにも及ぶ危機管理マニュアル作成の手引きに準じたもので、内容的に問題はないものの、詳細過ぎてこれを関係者一同が理解することは期待できないのではないのでしょうか。文科省の指導は指導として、関係者別に最低限度の骨子を取りまとめ、これを周知徹底することも大切ではないかと皆さんに申し上げたところであります。

所感の第2は、裏紙の使用に関するものでした。町長決裁を求める書類に、不用書類の裏面が使われた事例がありました。

年齢が50歳後半から60代以降の方なら、その昔、儉約は美德として奨励されたものとして、裏紙の再利用がありました。現在でも、裏紙の使用については、資

源の活用を標榜し、コピー用紙としての再利用や伝言メモや電話メモとして再利用すべきとの主張が少なくありません。

しかし、最近では、時代の変化に応じ、再利用をしない組織体が大半になっています。第1は、情報漏えいを回避することです。情報漏えいは、組織内情報のみならず、個人情報についても多くの組織でその管理が強化されています。もったいない精神も大切ですが、情報漏えい後のコストを考えると、再利用の機会利益とは比較になりません。

このことについて、平成21年度の決算審査報告でも申し上げたことがありましたが、事故が起きる前の予防が大切なのではないのでしょうか。

ちなみに何年か前、税務署の仕事を手伝ったことがあります。申告相談は、その場ではメモ用紙1枚もすぐそばのシュレッダーにかけて、いわゆる表へ持ち出されるようなことのないような対応をされておりました。

なお、コピー機械の業者サイドも、コピー機の機能から、コピー済み用紙の再利用は推薦しておりません。最初からの両面コピーと異なり、機械の故障原因の可能性もあり、機器の補修コストからも適当ではない旨を申し上げたところでございます。

第3は、帳票類の訂正についてであります。

会計の出発点となる取引が、真実に正当なものであることが不可欠です。この取引の真実と正当性を証明するのが、帳票類です。

したがって、帳票類の記載事項の訂正は最低限にとどめるべきで、訂正した場合には、いつ、誰が行ったか分かるようにするべきです。

財務規則第8条で、数字の訂正は二重線だと基本的なことは定めていますが、実務的な面からみると、物足らないと言わざるを得ません。規則に定めるところに従い、訂正印を押捺しますが、これが不鮮明な場合が少なくありません。

このようなことから、訂正に当たっては、次の事項を徹底するよう要望しました。印章は清潔にするように、目詰まりのないようにする。すり切れた印章を使用しないようにする。スタンプ台も適宜交換する。訂正印の横に訂正日を付記する。起案者は訂正することなく元データを修正し、再印刷の上、関係者は回付するように努める等々であります。何だ、こんな単純なことをと思われるかもしれませんが、実際には誰が訂正したのか分からない文書が多々あります。

所感の第4は、法令用語に関することであります。

50年以上前には、「法令用語の常識」という内閣法制局長官の方がかかれた法制執務の基本書がありました。法令で使われる基本的な用語について、数々の約束事を平易に解説した高著で、現在は後輩がその意を継いで、「新法令用語の常識」として刊行されています。

さて、財務規則第255条に、要旨次のような定めがあります。「会計管理者は、財務事務の適正を期するため検査員を指定して、予算執行者は出納員の事務について検査を行うものとする」、これです。本件について確認したところ、この検査はこれまで実施したことがないとのことでした。条例の文末にはいろんな表現がありますが、財務規則第255条では、「行うものとする」と記載しています。他の条項には「しなければならない」という記載もあります。後者に比較し、「行うものとする」というのは多少緩い義務条項ですが、特別の理由なく、先ほど申し上げた検査を行わないことは許されません。

このことから、職員の皆さんには、日々の参考書等を通じ、法令用語の基礎知識の研鑽にも努めていただきたいと考えたところであります。

なお、最近では、税制や福祉は言うに及ばず、職務に関係する法令が毎年改正されています。その法文を読みこなすには、一般法の知識も不可欠ではないでしょうか。例えば、福祉関係では、高齢化に伴い、成年後見制度が注目され、1階の窓口にもパンフレットが置かれています。この制度について照会された場合には、民法第7条から第20条についての理解が必要になります。町の行政は、条例等を含む法令の理解は不可欠です。長期的な人事異動を考えると、全ての職員の皆さんには、日々の法令知識の研鑽も欠かせないのではないのでしょうか。

5番目は、例規集等の手許備え置きについて申し上げました。

新庁舎へ移転してから、必要以上に机の上の整理が標榜され、法令集や例規集、さらに参考資料を身近に置くことなく、内部が見えないロッカー等に格納し、手元に置かない傾向がうかがわれますが、いかがなものかと言わざるを得ません。

机の上の見ばえをよくする以上に、身近に法令集や参考書を配置し、業務の一助とすることが、行政に携わる者の心得ではないのでしょうか。

過去にも何回となく、法知識研鑽を要望してきましたが、職務に関係する参考資料すら手許に置かないようでは、研鑽の機会を放棄するようなものではないでしょ

うか。

町の規程類等は、パソコンやタブレットの中にあり、必要に応じパソコンの画面で見ることができるので、特段に法令集等を手許になくても支障はないとの意見もあります。しかし、専門家集団である国の法制審議会でも、各委員の机の上には、有斐閣の大冊の六法全書が各人に配付されています。行政に携わる皆さんも、職務に精通すればするほど例規集を活用するのではないかと申し上げました。

第6は、補助金の支給時期であります。

昨年4月に、龍神まつり関係補助金として700万円支払いがありました。夏祭りなのに、なぜ今、700万円の支払いがなされるのか調べると、4月時点で実行委員会の残金が1,000円程度のため、補助金の支給を求めたとのことでした。

この補助金の保管、管理は、町職員が担任していることを考えると、当面必要のないものについては、必要時期が来たら支給すべきではないでしょうか。必要のない多額の補助金を先行して支給する必要はなく、当面の必要資金にとどめるべきではないでしょうか。現に会計課では、日々保有する現金についても30万円を限度にしています。このことから、必要に応じ支払い予定表等を添付させることも一案ではないかと申し上げました。

このようなことから、補助金受給団体の年次報告書を閲覧し、各団体の年度末の現金保有状況を調査しました。その結果、ほとんどの団体では、次年度繰越金の金額表示のみで、その金額が現金なのか、預金なのか明示されていません。もちろん収支報告としての残高表示ですから、不適切とは申しませんが、最も事故の起きやすい手許現金について、必要以上の保有をしていない旨を団体関係者へディスクローズすることは、団体役員の説明責任ではないでしょうか。

なお、いずれの収支報告にも、監事による適正との監査結果が記載されていますが、収支計算の結果について、現金と預金について、実査、実際に調べる実査がなされたのか疑問であります。これまた事故が生じる前に、担当課による指導をお願いしたところでございます。

最後の7番目として、事務の合理化について申し上げました。

数年前から、総務省では、自治体業務の標準化・効率化を志向していますが、我々は、それ以前の身の回りの事務の合理化に努めたいかがでしょうか。

毎年、支払い関係の伝票が2万点を超えています。決算関係伝票を見ていると、

首をかしげるものが少なくありません。それぞれの伝票には関係者の捺印があり、その事務量は膨大な量ではないでしょうか。これを少しでも減少させる努力をすることが、大切ではないでしょうか。例えば、町関係のいろいろな施設の水道料は、毎月支払い手続がなされています。町の水道条例 27 条第 3 項では、別荘等については年 2 回の検針と支払いが求められています。庁舎、教育委員会はもちろん、保育園、児童館については、何ら滞納のおそれもないので、別荘に準じて年 2 回の検針に改めることも、各施設の請求と支払い事務は 6 分の 1 になります。

このため、関係条例の一部を改正する必要があるかもしれませんが、事務の合理化効果は、将来的に得られるのではないのでしょうか。過去に毎月払いの経費を数カ月まとめてもらうように改めたこともあり、総務省が志向する標準化・効率化では、総合窓口の新設や、複数市町村によるシステムの共同利用など、高度かつ大局的なものが少なくありません。我々が、今少し身近でその事務の合理化を志向したらいかかではないかと申し上げました。

このような所感に追加して、最後に出席者の皆さんに次のようなお願いをしました。出席者の皆さんは、管理者として、一緒に働く職員の育成にも日々努めておられます。10 年、20 年後に、現在の関係職員が管理者になられたときに昔を思い出し、今の自分はその人たちに負うところが大きいと過去を振り返られるような指導育成をお願いしたいと思います。

ちなみに、数年後に 1 万円札の肖像が渋沢栄一になります。平成 22 年の決算審査の所感で、「もしドラ」について申し上げたことがあります。これは、著名な経営学者、ピーター・ドラッカーの著書が柱になるものでした。彼は 2005 年に亡くなりましたが、その数年前に日本の翻訳家に宛てた手紙の中で、『私は多くの先達のおかげで今の自分があり、その先達は西洋人のみならず、日本の巨人「福沢諭吉、岩崎弥太郎、渋沢栄一」にも多くを教えられた。とりわけ渋沢栄一こそ世界の偉人の一人で、偉大な明治人だった』と述べています。偉大な経営学者から偉大な先達と評価されるのは希有な例ですが、先ほど申し上げたように、日々の仕事を通じて先達となるよう重ねてお願いした次第であります。

なお、このようなお話をすると、監査と何の関係があるのかと感じられる方がいるかもしれません。しかし、職員の皆さんの指導教育により、職員の職務遂行能力が向上し、もって将来的に監査過程の注意事項が減少し、これにより監査委員の職

務効率化に寄与するところ大であると考え、申し上げた旨を申し添え、講評を終えさせていただきます。

なお、先ほども建設水道課長から小沼水道事業の決算説明がございましたので、お手元に審査意見書をお届けしてございますが、その中の所見の部分だけを読まさせていただきますと思います。

ちなみに審査の手続は、いわゆる公営企業といって、民間企業同様ですが、現在は発生主義会計といって、ちょっと扱いが違うところもございますが、基本的には日ごとの管理は同じですので、普段、例月現金出納検査のときにいろいろお話を聞いたりしております。

まず、審査の所見のところでは、1 発生主義会計の基本である未収利息、受取利息のことですけど、未払い費用については、継続性の原則と重要性の原則から、未収利息を計上していない現金主義による会計処理を行っていますが、多くの預金が3月の20日過ぎに未払い日が来るということで、最後の1週間分ぐらいが計上してないということですが、これも継続してやっていますから、大きな影響はないと。

それから2 御代田小沼水道事業の事務の執行は、今なお水資源の効率的利用という面での問題を抱えつつ、計数は正確で事業の執行はおおむね適正でした。

なお、先般来話題になる有収率については、いろいろ調査をされて、3%程度効果はあったということですが、今なお67%で低迷しており、このことからさらなる調査を、漏水調査を強化していただきたい旨を申し上げました。

損益状況については、2,000万円ほどの利益が計上されておりますが、この利益は将来の施設の更新と充実に充てられる原資であり、給水人口の増加により、さらなる利益計上が望まれるところではあります。

なお、御代田町の一部は佐久水道企業団が給水を担任しておりますが、同企業団は、年間7億円を超える利益を計上し、留保利益も55億円となっております。

御代田小沼水道事業も、一件好業績に見えますが、将来の施設の更新と拡充を考えると、現在の財政状態では必ずしも十分ではなく、さらなる企業努力が必要です。このような小沼水道事業、一見順調そうですが、水道事業は見えないところでいろいろトラブルが起きる可能性があり、その場合には多額の設備投資をするということで、利益と留保利益が、今後もさらに充実させていただくようお願いをして、小沼水道事業の決算審査、これは、一般会計と違って出納整理期間というの

がございませんので、7月に審査をしたところですが、今回、一緒に配らせていただいたということでございます。

これで、決算審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で代表監査委員からの報告を終わります。

―――日程第26 議案第80号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）

について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 議案第80号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書56ページをお開きください。

議案第80号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）を別冊のとおり、提出する。

令和元年9月6日 提出

御代田町長 小園拓志

次の一般会計補正予算書、1ページをお願いいたします。令和元年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億3,686万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,908万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号3で説

明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第４号）の内容でございます。

初めに歳入、主なものを申し上げます。

款９ 地方特例交付金項１ 地方特例交付金、３３７万７,０００円の増額です。こちら、普通交付税算定確定による増でございます。

項２ 子ども・子育て支援臨時交付金、４,７５１万８,０００円です。こちらは、１０月から３月に減額をされます自己負担分のうち、県、町が負担すべき額につきまして、本年度、新たに交付されるものでございます。

款１０ 地方交付税は２,３７２万２,０００円の減です。こちらも算定確定による減額でございます。

款１２ 分担金及び負担金項１ 負担金、１,７２６万円の減額です。内訳は保育料負担金、１０月から３月無償化に係る分としまして、２,０７９万７,０００円の減。また、公立保育園の給食費負担金としまして、３５３万７,０００円増額をしております。

款１４ 国庫支出金項１ 国庫負担金、９３８万９,０００円でございます。歳出増に伴いまして、障害者自立支援給付費負担金を８００万円増額です。こちら、県の負担金も増額をしております。

続きまして、子どものための教育・保育給付費負担金、こちらにつきましては、認定こども園へ転園の方が１名いる。また、１０月から３月の利用者負担減額分の国から来る２分の１の負担金となっております。

続きまして、項２の国庫補助金、３,８４２万９,０００円でございます。子育てのための施設等利用給付金、１,２６７万９,０００円です。こちらは、幼稚園等の利用者負担金、減額される分の２分の１の補助となります。それと、プレミアム付商品券の補助金として、２,４０９万７,０００円増額をお願いしております。

款１５ 項２ 県補助金、６０８万４,０００円の増額です。子育てのための施設等利用給付金、２８７万４,０００円でございますが、こちらは幼稚園の減額されます利用者負担のうち、就園奨励費分相当の４分の１、県が負担するものでございます。

次の自殺対策緊急強化事業補助金、農業競争力強化基盤整備事業補助金につきましては、それぞれ内示増による増額をお願いしております。

款 17 寄付金、260万9,000円の増です。その他、指定寄付金としまして2件分、60万9,000円。あと、フォトフェスティバルの寄付金としまして5件分、200万円増額をお願いしております。

款 19 繰越金、8,026万9,000円の増は、前年度繰越金確定による増額をお願いしております。

款 21 町債は1,401万3,000円の減でございます。

公共事業等債につきましては、用排水路の工事増額によります増。臨時財政対策債につきましては、普通交付税算定による確定で、減とさせていただいております。

続きまして歳出、2ページになります。お願いいたします。

款 2 総務費項 1 総務管理費、216万7,000円の増でございます。町勢要覧の作成委託料としまして110万円、フォトフェスティバルの企業協賛負担金としまして、先ほどの寄付金をそのまま実行委員会へ負担金として支出をする200万円、増額をお願いしております。

款 3 民生費項 1 社会福祉費、2,790万4,000万の増でございます。障害者自立支援給付費で1,600万円増と、大きな増となっております。対象人数の増、障害程度区分の重度化ということで、大きく増額補正をお願いしております。

款 2 の児童福祉費、2,896万7,000円の増でございます。子育てのための施設等利用給費補助金2,536万円につきましては、こちら、先ほどから申しております自己負担の無償化によります増額分ということで、施設に給付する経費となっております。副食費補足給付費、施設型給付費等につきましても、同様、関連する経費でございます。

款 4 衛生費項 1 保健衛生費、419万8,000円減額です。一般人事管理経費につきましては、半年分の人件費2名分を国保会計と組み換えをする減額でございます。それと橋梁防犯灯設置工事につきましては、軽井沢大橋青色防犯灯の設置工事となっております。

款 7 商工費、2,432万7,000円の増でございます。プレミアム商品券関連の経費等を計上しております。

款 8 土木費項 2 道路橋梁費、222万2,000円の増額をお願いしております。道路除雪経費で222万2,000円でございます、こちら除雪に係る情報員の待機補償費でございます。

款 9 消防費、6 9 1 万 4, 0 0 0 円の増です。こちら、真中の消火栓設置工事負担金でございますが、町営グラウンドのところに 1 基、佐久水道企業団へ消火栓設置するための負担金となっております。

款 1 0 教育費項 2 小学校費、5 7 万 3, 0 0 0 円の増額であります。北小、南小のパソコンの購入費、6 1 万 7, 0 0 0 円等の増額をお願いしております。

続きまして、3 ページお願いいたします。

款 1 4 の予備費です。6, 0 0 8 万 2, 0 0 0 円増額をお願いしております。

続きまして、補正予算書の 6 ページのほうにお願いしたいかと思えます。

第 2 表の債務負担行為補正でございます。

追加で、事項、町勢要覧作成委託業務期間、令和元年度から令和 2 年度まで、限度額 2 2 0 万円でございます。先ほどの歳出の総務費でも御説明をしました今回補正で計上いたしました 1 1 0 万円と合計した 3 3 0 万円で事業実施をさせていただく経費でございます。

7 ページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債補正」です。こちら、変更でございます。起債の目的、公共事業等債につきまして、補正前の限度額 7, 0 6 0 万円を 9 0 万円増額しまして、補正後の限度額 7, 1 5 0 万円に変更するものです。

次に、起債の目的、臨時財政対策債について、補正前の限度額 2 億 1, 4 3 0 万円を 1, 4 9 1 万 3, 0 0 0 円減額しまして、1 億 9, 9 3 8 万 7, 0 0 0 円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じで変更はございません。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

（5 番 池田るみ君 登壇）

○5 番（池田るみ君） 議席番号 5 番、池田るみです。

2 件についてお願いいたします。

予算書の１５ページ、款２総務費項１総務管理費目６企画費０６００１、浅間国際フォトフェスティバル関係経費の中の１９０４０、企業協賛負担金、２００万円ということで、先ほど５件というお話はあったわけですが、協賛企業先とその金額を、詳細をお願いいたします。

また、企業の協賛金は、５００万円を目標としているということでしたが、目標達成への見通しはどのようなになっているのか。

また、フォトフェスティバルの総事業費はどのぐらいになっているのか、お願いいたします。

２件目が、ページ２２ページ、款４衛生費項１保健衛生費目２予防費０２００１、保健事業経費１３０５０の健康管理業務委託料、１２６万５,０００円の増額の理由、内容をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、予算書の１５ページになります。浅間国際フォトフェスティバル関係経費の企業協賛負担金２００万円について御説明をいたします。

こちらの内訳につきましては、大井建設工業さんから２５万円、日穀製粉さんから２５万円、ひらまつさんから２５万円、また、s w i s s Q p r i n t J a p a nという会社から２５万円、こちらの会社については、スイスに本社を構えるプリンターの会社ということでございます。そして、モレスキンという文房具の会社から１００万円、合計２００万円補正をさせていただいたところでございます。

また、この補正予算編成後、協賛が決定している事業者がありまして、信州ハムさんが１０万円、ネイバーという会社から５万円が決定しておりまして、確定しているのは現在２１５万円となっております。

そのほかに、まだ全て確定とはなっておりませんが、ほぼ協賛いただけるであろうというものが１６５万円ほどありまして、確定すると合計３８０万円となると、現在、こういったところでございます。

こういった協賛金の目標５００万円ということで置いておりますけれども、現在も各企業に呼びかけをして、検討いただいている企業さんもございます。フェスティバル開会後も、粘り強く関係企業にお声がけをしまして、フェスティバルを見て

もらうことで御賛同いただけるよう、引き続き活動が続けてまいりたいと思っております。

それと、フォトフェスティバルの総事業費ということでございますが、文化庁の補助金等も減ってきているような状態の中で、現在、約7,000万円ということで、現状では6,966万8,000円ほどになるのではないかと、積み上げ行っているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、22ページの健康管理業務委託料の内容でございますが、こちら、いわゆるデジタル手続法というものが5月30日に公布されたことに伴いまして、母子保健法それから母子保健法施行規則が改正されました。市町村が法に基づき行う妊産婦または乳児もしくは幼児に対する健康診査については、その受診の有無や受診の結果等、情報が未受診者への健診の受診勧奨や事後の保健指導、それから各種母子保健事業に活用をされております。

このため、対象となる妊産婦や乳幼児の転居の際につきましては、これらの情報が転居前後の市町村間で引き継がれることが適切な健康管理につながることで、また、災害時等の紛失や毀損を防ぐために、引き継ぎは電子的に行われることが望ましいということ踏まえた改正となっております。

今回の補正につきましては、法改正に伴いまして、来年度からこういった情報を電子管理化するためのシステムの改修費用となっております。

なお、改修につきましては、国庫補助金の該当となりますことから、今補正の歳入予算、母子衛生費補助金79万4,000円を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 1件だけ質問いたします。

先ほど、フォトフェスティバルの総事業費は7,000万円ということであったわけですが、この7,000万円の中の企業の協賛金は500万円で設定してあるということよろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 当初、500万円ということで、企業の協賛金のほうは計上していますが、予定をさせていただきましたけれども、現在の積み上げの中では、確定をしている215万円ですか、こちらの金額で積み上げをさせていただいているところです。今後、これが増えたところで、増額するような形で考えています。

以上です。

歳出のほうについては、今後、増えるというところは、今のところ想定はしていないんですけれども、最終的に旅費とかそういったところの経費も前後する可能性がありますので、歳出のほうについては、今のところ増やすように要請はございません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

3点、お聞きいたします。

ページ、20ページです。20ページ。

款3民生費の項2児童福祉費で、目3のやまゆり保育園なんですけれども、説明の欄で電気料、11050で電気料17万8,000円、それと、次のページになるんですけれども、同じく目4の雪窓保育園ということで、説明の欄のところのガス代が44万1,000円というふうに計上されているんですけど、この増額は、エアコン設置のためだとは思いますが、その増額の理由をお願いしたいのと。

それから、設置するに当たってランニングコストというのが、ガスのほうが安いということで、雪窓はガスになったんでありますが、部屋の設置規模、台数とかかかると、若干雪窓のほうが多いのかなと思うんですけども、電気料とガス代の差がちょっと大きいというところで、どういう、ランニングコストが安いということでガスになったんだけど、何かこの差が大きいのはなぜなのかなという疑問からお聞きしたいと思います。それが1点。

次が、ページ、２３ページです。

２３ページの款６農林水産費項１農業費目２の農業総務費、その説明のほうでＰＲイベント５万円というのがあります。そして、その下でありますけども、同じく農林水産費で、目５団体営土地改良事業費ということですね。説明のところで、農業競争力強化基盤整備事業経費として２８０万が増額されました。これも、前回の６月補正のときにも増額されていた多分、抜井用水の新たなあれなのかなと思うんですけども、大体どの程度の工事内容なのか、事業内容について説明をお願いします。

そして２４ページ、款７商工費項１商工費目１の商工振興費の、説明欄でいうと１９０５０のプレミアム商品券事業補助金ということで、２，２５０万が計上されていますが、この対象となる子育て世帯に対しては、申請が必要ありませんけれども、低所得者向けということで、住民税非課税世帯のみになっているんですが、この対象世帯数はどの程度なのか。

それからまた、住民税非課税世帯の方は、自分で申請しないといけないということなので、その申請状況は、申請期間が８月１９日から１２月２７日というふうにはなっているんですけども、その申請状況はどうなのか。

それから、今後、多分なかなか申請が、状況を聞いてみてなんですけども、周知方法についてをお聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは、款３項２目２及び３のやまゆり保育園、それから雪窓保育園、両保育園に係ります電気、ガスのことについて御説明いたします。

やまゆり保育園につきましては、熱源が電気の空調設備８基を設置いたしました。また、雪窓保育園につきましては、熱源が都市ガスの空調設備１０基を設置したところでございます。

今回の補正でございますが、やまゆり保育園につきましては、これまでの電気料金に、今回、エアコンで使われるであろう費用を補正として計上させていただいております。

一方、雪窓保育園でございますが、７月から供用開始に伴うガス代の基本料金そ

れから使用料などを新たに計上させていただきました。また、雪窓保育園におきましては、冬場の暖房としても利用する予定がございます。ですので、それを見越した金額を今回補正でお願いしているということでございます。

ですので、単純にやまゆり保育園と雪窓保育園の空調設備、機能等違いますので、単純に比較はできませんが、一般的に電気料金とガス料金のランニングコストを比較した場合ですが、ガス料金のほうがおおむねコストのほうは安いとされているところでございます。

雪窓保育園につきましても、都市ガス製のエアコンを導入したのは、当然のごとくコストの削減が大きな目的でございます。

したがいまして、まだ導入して間もないということもございますので、年間を通じまして、冬場の灯油費、それから新たな電気料金、それから通年の電気料の使用料、それからコスト等を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） それでは、予算書の２３ページ、款６農林水産業費項１農業費目２農業総務費のＰＲイベント５万円の事業内容につきましてお答えいたします。

佐久浅間農業協同組合が、今年初めて開催します「一番うまい米コンテスト」の負担金となります。佐久浅間管内の米生産者へ広く参加を求め、おいしい米を選抜し、消費をすることで、高評価の維持、それと生産意欲の向上を図ることを目的としております。

負担金は、コンテスト開催に必要な炊飯器購入に充てられ、管内市町一律で協賛するものでございます。

なお、コンテストは、今年１１月に継続開催する予定で、負担金は開催初年度となる今年のための支出となります。

続きまして、同じく予算書２３ページの項３農地費目５団体営土地改良事業費、農業競争力強化基盤整備事業経費２８０万円の事業内容につきまして説明いたします。

この事業は、平成２７年度から、馬瀬口抜井用水の整備を継続実施しています。

総事業計画は、受益面積が13ha、全体整備延長は、現在精査した後に約0.9kmの計画で、前年度まで0.27kmが整備済みとなっております。

交付内示額に伴いまして、6月に補正予算をお願いし、調査設計委託料120万円、用排水路工事費2,500万円の2,620万円の事業費で整備することとなり、先般、整備延長370mの工事を発注し、工事請負契約を締結したところでございます。

今回、さらに農林水産省から長野県を通して追加内示がございまして、現在の事業費2,620万円の追加分として267万6,000円が割り当てられました。このことによりまして、本年度の補助対象事業費は2,887万6,000円となります。

歳入につきましては、交付率が農林水産省50%、長野県14%で、1,848万円となります。既定額1,676万8,000円に対して、171万2,000円の増額補正をお願いします。

歳出につきましては、用排水路工事費として2,767万6,000円の補助対象工事費から、既定額の2,500万円を差し引いた267万6,000円と、そのほかに町単独事業費分12万4,000円を加えた280万円の増額補正をお願いするものでございます。

これによって、さらに650m延伸することができます。少しでも事業完了に付け加えたいというふうに考えております。今までも、進捗率が非常に低かった事業ですので、これを機会に早期完成を目指し、事業推進に御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページ、24ページ、款7商工費項1商工費目1商工振興費のプレミアム商品券の事業でございます。こちらについてお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券事業は、子育て世帯と住民税非課税の低所得者が対象となっております。

このうち、子育て世帯向けの商品券購入対象者は、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれたお子さんが属する世帯の世帯主となっており、当町では9月3日現在で該当するお子さんは376名、購入対象となる世帯主は388名となっております。

その一方で、住民税が非課税である低所得者向けの商品券購入対象者は、

2019年1月1日時点で、当町の住民基本台帳に登録されている方のうち、2019年度分の住民税が非課税の方と定められており、こちらは世帯主ではなく個人が対象となっております。

ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者や扶養親族の方、生活保護を受給されている方などは対象外とされております。

非課税者のうち、課税者と生計同一の配偶者や扶養を受けている方の数というのは、非常に把握が実際には難しく、商品券購入引換券の交付申請を受ける中で、課税者と生計同一の配偶者なのか、誰から扶養を受けている方なのかといったことを個別に審査していくことになります。

このようなことから、現時点で低所得者向けの商品券購入対象者が何名いるかということに関しましては、詳しくお答えはできないのが現状でございます。

当町では、総務省への補助金交付申請や各種報告に当たっては、実数が出せないため、これまでの臨時福祉給付金事業の際に使用したデータなどから、非課税者数をおおよそ4,200名と見込んでこの数字を使用しているものでございます。

また、申請状況と周知方法につきましては、低所得者向けの方を対象とした申請受付は、8月19日から開始しております。商品券が使用できる店舗が確定しないということもありましたが、これまでの申請は30名ほどとなっております。

周知に関しましては、7月に各区において総務省が作成したチラシ、ポスターを回覧、掲示させていただきました。そのほか、広報やまゆりの8月号でもお知らせ、ホームページにも周知を行っております。広報やまゆり10月号でも記事を掲載していく予定でございます。

商品券を使用できる店舗につきましては、現在までに確定している店舗を本日ホームページに掲載しました。そのほか、各区回覧などもまた考えております。

申請期間につきましては、12月27日までとなっておりますので、このような内容については、今後も随時お知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） ちょっと2点ほどお聞きします。

先ほどの農業競争力強化基盤整備事業、そうすると今回の280万増額になっても、延長とすれば900m中の650m完成予定ということでの理解でいいんです

か。（「はい」と呼ぶ者あり）

それともう1点、先ほどのプレミアム商品券の件ですけれども、とりあえず御代田は8月19日から12月27日申請ということで、使用期間も2月だったと思うんですけど、そこら辺を、今現在30名しか、4,200人ぐらい対象がいるかもしれないという中で、30名というのは非常に少ないのかなという中では、この期間とかの見直しというのは、今後考えていく気はないのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 最初は、農業競争力強化の関係につきまして、まだ残りの計画延長のほうは、ちょっと約10mほど達成まだできていないという状況です。

ただ、工事をしていく中で、入札差金、そういったものも発生すれば、もう少し伸びてくるのかなとは思いますが。状況によって、まだまだ進めていきたいというふうに考えてはおります。

続きまして、プレミアム付商品券の関係ですが、こちらにつきましても、そういった部分、まだ始まったばかりなものですから、問い合わせ等もまだ毎日それほど来てはおりませんが、今回の場合、最大限に4,200というふうに見積もってはいるんですが、状況によってはまだ延長して募集期間していくのかと、そういうこともまだ考えていかなくてもなりませんけれども、ある程度、1回商品券販売のときに目鼻が立つのかなというふうに思っております。10月14日の日に、一応、まだ本決定では、本決まりではないけれども、10月14日に商品券の販売、1回目を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

荻原謙一議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 議席番号――、荻原謙一です。

2件の議案に対する質疑をいたします。

予算書、ページ、20ページ、款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の2,899万3,000円の増額は、保育料等の無償化にかかわる町が負担すべき経

費という考えで良いのか。

良いとすると、補正額の財源内訳をみると、保育料等の負担金が1,726万円減額となるかわりに、国、県の補助金等が1,701万円増額となるが、一般財源が2,924万3,000円と大きく増となっています。この点について簡潔に説明をお願いいたします。

2件目、予算書、ページ、23ページ、款6農林水産費項3農地費目1土地改良総務費、土地改良施設PCB処理業務委託料、18万7,000円の内容について説明をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは、款3項2目1児童福祉総務費の2,899万3,000円に関連する質問についてお答えをいたします。

まず、この経費の増額でございますが、今回の無償化に係るものにつきましては、この2,899万3,000円のうちの2,754万6,000円でございます。

したがいまして、町が負担すべき経費かということでございますが、国、県の補助を得ながら負担するという考えでよろしいかと思えます。

それから、幼児教育無償化に伴います財源措置でございますが、本年度は無償化に係る経費の全額が国等におきまして措置されることになります。

歳入で計上しております款9の地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金、また款14の国庫支出金、款15の県支出金にて措置がされます。

その中の、地方特例交付金4,751万8,000円は、性質上、一般財源に分類されることから、幼児教育・保育の無償化に係ります一般財源所要額は、この臨時交付金で賄われるという考え方でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 産業経済課から、予算書23ページ、款6農林水産業費項3農地費目1土地改良総務費の土地改良施設PCB処理業務委託料18万7,000円の内容について説明いたします。

馬瀬口西向原畑かん組合の馬瀬口第2ポンプ場にごございます変圧器は、現在、そ

の敷地内に保管されておりますが、低濃度ＰＣＢが残存しているため、法律で期限内の撤去処分が求められておるところでございます。

今般、補助対象の運搬費分につきまして、長野県から補助金が割り当てられる見込みとなったことから、ＰＣＢが含有した変圧器を処理施設まで運搬する委託料として１８万７,０００円を歳出で予算計上させていただきました。

また、歳入でも、補助率２分の１の９万３,０００円を、土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業補助金として計上しております。

なお、運搬先といたしましては、変圧器内に残っており絶縁油は、兵庫県尼崎市の処理施設、その他の機械、金属類は鳥取県の処理施設を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○２番（荻原謙一君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

井田議員。

（６番 井田理恵君 登壇）

○６番（井田理恵君） ６番、井田理恵です。

池田るみ議員の質問が重なりますので、１点補足でお聞きします。

補正予算、１５ページ、歳出、款２総務費目６企画補正費、補正額内の浅間国際フォトフェスティバルにつきまして、今、企財課長から総事業費７,０００万円ということでお聞きしました。

決算額では、３０年度５,７００万円、文化庁から１,９００万とか、その経費が、また今年度は今年度であるということでございますけれども、その後終了、９月１４日から１１月１０日までということで、本フェスティバルは終了します。その後の、また美術館開館の今後の予定計画や、当該地の有効利用の考えが、青写真があればお願いいたします。

そして、駐車場インフォメーション棟、アマナさんにお貸ししているという部分であります。土地は御代田町の土地でございます。投資をしているという形にもとれますけれども、このようなことが町としても共同利用で有効活用できるのかどうか、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、予算書15ページの関連ということで、御説明をさせていただきます。

旧メルシャン軽井沢美術館の今後についてというようなことで、御説明をさせていただきます。

フェスティバル、11月10日で終了したところで、アマナのほうでは、美術館開館に向けていろいろな調整に入るものと考えております。

町としましては、現在、アマナに貸し付けるに当たり、駐車場の整備、あるいは危険があった浄化槽の撤去を完了しているといったところの中で、これ以降、新たに手を入れるといったところはございません。

それと、アマナの社長さんの考えとしますと、美術館の開館についてはできるだけ早く開館したいという意向はお持ちのようですが、それが何年の何月になるのかと、はっきりした開館時期については伝えられておりませんので、いろいろ動きがございましたらお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

それと、町との共同の利用といったところでございますが、今後については、有償でアマナさんに貸し付けをして、美術館の運営をしていただくといい形になっているところでありますけれども、フェスティバルについては、やはり共同開催ということになりますので、フェスティバル期間中ですか、そういったところは町と共同で、フェスティバル運営という形で実施をしていくような形になるかと思えます。

ただし、それ以降、美術館開館以降については、なかなか町が、ここ、駐車場を使いたいからというところは、有償でお貸しするというようなことの中で、難しくなるのではないかなというふうには考えておりますけれども、今後についても、もし使いたいというようなところがあれば、協議はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(小井土哲雄君) 井田議員。

○6番(井田理恵君) 終わります。

○議長(小井土哲雄君) ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第２７ 議案第８１号 令和元年度御代田財産区特別会計補正予算案

(第１号)について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２７ 議案第８１号 令和元年度御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書５７ページ、お願いいたします。

議案第８１号 令和元年度御代田財産区特別会計補正予算案について、地方自治法第２１８条第１項に規定により、令和元年度御代田財産区特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

次の特別会計予算書１ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。なお、平成３１年度予算全体における元号の表示については、令和に統一するものとする。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,２６１万７,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算の補正による。今回の補正予算の内容につきましては、令和元年８月２１日開催の御代田財産区管理会で同意を得ております。

２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款１財産収入項１財産運用収入９万３,０００円の増額。こちらは、財政調整基金預金利子となっております。款２繰入金項１基金繰入金は、財政調整基金繰入金を１３０万円減額するものです。款３項１の繰越金、１３３万４,０００円は、平成３０年度からの繰越金増額です。

以上、歳入合計１２万７,０００円でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

款 1 総務費項 1 総務管理費、10 万円の増額補正。こちら、財政調整基金の積立金の増額です。

款 2 項 1 の予備費、2 万 7,000 円の増です。歳出合計 12 万 7,000 円の増となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 28 議案第 82 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 28 議案第 82 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。
阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書 58 ページ、お願いいたします。

議案第 82 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 9 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、予算書の 1 ページ、お願いいたします。

令和元年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。なお、平成 31 年度予算全体における元号の表示については、令和に統一するものとする。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,619 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 5,037 万 1,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款５繰入金項１他会計繰入金、補正額３６６万６,０００円の増額でございます。こちらは、交付税の算定に伴いまして、財政安定化支援事業繰入額が確定しております。この確定に伴いまして、５５万１,０００円を増額しております。また、保健指導事業交付金の交付対象としまして、職員２名分の人件費を一般会計から国保特会に組み替えをしております。この交付金との差額を一般会計から繰り入れるものでございまして、こちらが３１１万５,０００円、あわせて３６６万６,０００円となっております。

款６項１繰越金、１億３,４８０万７,０００円。こちらは、決算によりまして、繰越額、確定したため、増額をお願いするものでございます。

款７諸収入項３雑入、７７２万１,０００円の増額でございます。こちらは、保険給付費等交付金の還付金でございまして、長野県国民健康保険団体連合会からの収入となっております。歳入合計１億４,６１９万４,０００円の増額でございます。

続いて、３ページ、お願いいたします。

歳出、款３国民健康保険事業費納付金項１医療給付費、こちら、補正額はございません。財源の変更のみとなっております。

款４項２保険事業費、７１１万５,０００円の増額でございます。こちらは、交付金の交付対象としまして、職員２名分の人件費を一般会計から組み替えておるものでございます。

款５諸支出金項１償還金及び還付加算金、８８３万８,０００円の増額でございます。こちらは、保険給付費と交付金の逆に返還でございまして、長野県への返還金となっております。

款６項１基金積立金、１億円の増額でございます。こちらは、支払準備基金への積み立てとなっております。

款７項１予備費、３,０２４万１,０００円を計上してございます。

歳出合計１億４,６１９万４,０００円の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２９ 議案第８３号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第２号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２９ 議案第８３号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書５９ページ、お願いいたします。

議案第８３号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の１ページ、お願いをいたします。

令和元年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２,３３６万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億３,１４５万８,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

２ページをお願いいたします。第１表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款４国庫支出金項１国庫負担金、１９万９,０００円の増額でございます。こちらは、高額医療合算介護サービス費を支出のほうで増額しております。その増額の国負担割合分の増額となっております。

項２国庫補助金、１万３,０００円の増額でございます。こちらは歳出で、生活支援コーディネーター関連経費を増額しておりまして、そちらの国庫補助分の増額となっております。

以下、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきまして、それぞれの負担割合で増額をお願いしておりますのでございます。また、繰入金につきましては、佐久広域連合の介護認定審査会の負担金の減額に伴いまして１０万円をあわせて計上してあるものでございます。

それから、款９項１繰越金、こちらは、決算の確定に伴いまして２，２７１万１，０００円を増額するものでございます。歳入合計２，３３６万３，０００円の増額補正となっております。

続いて、３ページ、お願いいたします。

歳出、款１項１総務費、補正額１０万円の減額でございます。こちらは、佐久広域連合の介護認定審査会負担金の減額となっております。

款２項１保険給付費、１０２万２，０００円の増額でございます。こちらは支払審査手数料の増額が２万５，０００円。それから、高額医療合算介護サービス費が不足しておりますので、そちら、増額を９９万７，０００円してございます。あわせて１０２万２，０００円となっております。

款３地域支援事業費項１包括的支援事業任意事業費、７万９，０００円の増額でございます。こちらは、旅費、それから、会議費、会議負担金等の増額となっております。

款５項１諸支出につきましては、１，４６６万９，０００円の増額となっております。こちらは、国庫への返還金５３０万３，０００円。支払基金への返還金５４１万円。県負担金等の返還金３９５万６，０００円。こちら、実績に伴いまして返還となっております。

款６項１予備費、７６９万３，０００円の計上でございます。歳出合計２，３３６万３，０００円の増額でございます。

説明につきましては、以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

特別会計補正予算案（第２号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第３０ 議案第８４号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書６０ページ、お願いいたします。

議案第８４号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出いたします。

令和元年９月６日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書、１ページをご覧ください。

令和元年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億９，３１０万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第２条、地方債の変更は、第２表地方債補正による。

次の２ページをご覧ください。第１表歳入歳出予算の補正、歳入でございます。

款４繰入金項１他会計繰入金、補正額８８７万２，０００円の減額でございます。こちらは、主には、平成３０年度の事業費の確定に伴うものでございます。

款５繰越金項１繰越金、補正額７６７万２，０００円の増額でございます。平成３０年の繰越額の確定によるものでございます。

款７町債項１町債、補正額１，５６０万円の増額でございます。公共下水道建設事業費に対する公共下水道整備事業債並びに平成３０年度事業費確定に伴う資本平準化債の増額でございます。

次の３ページをお願いいたします。歳出でございます。

款１土木費項１都市計画費、補正額１，４４０万円の増額をお願いいたします。こちらは、公共下水道建設事業費の増額によるものでございます。

款 2 公債費項 1 公債費の補正はございません。したがって、歳出の合計は、補正額 1,440 万円となり、総額は 7 億 9,310 万 1,000 円でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正の変更をいたします。起債の目的は、公共下水道事業の補正前の限度額を 5,150 万円から 1,360 万円増額いたしまして、補正後の限度額を 6,510 万円とするものです。また、資本費平準化債 1 億 4,300 万円から 200 万円増額いたしまして、限度額を 1 億 4,500 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 31 報告第 6 号 平成 30 年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 31 報告第 6 号 平成 30 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての議題とします。報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書 61 ページをお開きください。

報告第 6 号 平成 30 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 62 ページをお願いいたします。平成 30 年度御代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

まず、1 番目に、健全化判断比率でございます。初めに、実質赤字比率、こちら

については、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されておりまして、その普通会計の収支決算が黒字であるため、こちらの算定結果は数値なしとなっております。連結実施赤字比率です。御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実施赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

続いて、実質公債費比率です。御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して、実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものです。一般会計の公債費のほか、特別会計や広域連合等一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定しております。こちら、平成28年度から30年度の3カ年の平均で11.7%となっております、昨年度から2.8ポイント上昇をしております。

続きまして、将来負担比率です。町全体と一部組合、土地開発公社等の持つ負債のうち基金や特定収入で賄いきれない部分の標準財政規模に対する割合を言います。町の将来負担が見込まれる額に対しまして、基金残額、あるいは、将来充当可能な財源、例えば、普通交付税で措置をされる額、こちらが上回るため、将来負担比率は数値なしとなっております。

続きまして、2番の資金不足比率です。こちら、公営企業それぞれ4会計におきまして、単年度資金には資金不足額は生じていないため、それぞれ数値なしとなっております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（小園拓志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書及び公営企業会計、経営健全化意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果の御報告を申し上げます。健全化法は10年以上前の、いわゆる、夕張事件を契機と

して制定されました。その骨子は、収支の赤字か否か、公債等の借り入れが財政規模と比較して多すぎないかのチェックにあります。具体的には、財政健全化法第3条で、一般会計等の健全性についての審査を同法第22条で公営企業の収支が、経営健全化から見て資金不足に問題がないか否かの審査を監査委員に要請しております。

まず、第3条関係の審査意見書は、お手元、定例会資料の最後のほうの63ページに記載してございます。私と議会選出の笹沢監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる、財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類の法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。財政の健全化は、財政収支が赤字か否かと、公債費の額が妥当な範囲にあるか否かの面から判断することとされています。個別に申し上げますと、平成30年度の御代田町の一般会計、健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は、いわゆる黒字であり、実質赤字は計上されておられません。

したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定はされておられません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金なども標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当期は、過去の元金償還増により比率が11.7%となりましたが、その要因は、過去の起債の返還額が多くなったこと等によるもので、問題はないものと判断いたしました。また、政令

で定める財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%となり、特段の問題とはなりません。なお、公債費比率は3カ年の単年度数値の平均値として算定しますが、各単年度の数値は、決算書後半部分の決算説明資料6ページに過去5年分が記載されていますので御参照ください。また、起債許可となる起債許可基準は18%で、これについても問題はございません。

さらに、一般会計が、将来、負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。将来、負担比率も分子となる将来負担額等の数値が財政調整基金等の残が相当額あることから算定されません。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、これにつきましても、問題はございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。なお、意見の中の四つの健全化比率の定義につきましては、議員ハンドブックの末で要約したものが掲載されていますので、機会がございましたら御参照いただきたいと存じます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

第22条関係の意見書は、お手元、定例会資料65ページに記載されております。この審査に当たりましては、健全化法第3条、健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、水道事業や下水事業等、五つの関係公営企業、平成30年度決算は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づく算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましても数値が算定されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して経営健全化の見地から、是正、改善を要すると指摘すべき事項は特段にございませんでした。なお、ただいま申し上げた審査意見は、私と笹沢監査委員が、健全化法第3条第2項等に定める合議により決定したものでありますことを念のため申し添えて、報告を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、平成30年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第62号から議案第84号については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。大変お疲れさまでした。

これにて散会します。

散 会 午後 5 時 1 8 分